

グリーンインフラによる まちづくり基本方針（素案）

～公園みどりの新たな展開に向けて～



令和7年（2025年）〇月



豊中市

目 次

第1章 基本方針の概要	1
1.1 基本方針の目的	1
1.2 基本方針の構成	2
1.3 グリーンインフラとは	4
1.4 基本方針の対象となる公園みどり	5
1.5 基本方針の位置づけ	7
第2章 公園みどりに関する現状とこれから求められること	9
2.1 グリーンインフラを取り巻く情勢	9
2.2 豊中市の公園みどりの現状	13
2.3 豊中市の公園みどりに対するニーズ	15
2.4 これからの公園みどりに求められること	20
第3章 グリーンインフラによるまちづくりの方向性	21
3.1 基本理念	21
3.2 取組方針	22
第4章 まちの暮らしを豊かにするための施策	23
4.1 グリーンインフラの施策の体系	23
4.2 取組方針に対する施策	26
4.3 施策展開に関する考え方	40
第5章 評価の考え方	51
用語の解説	55



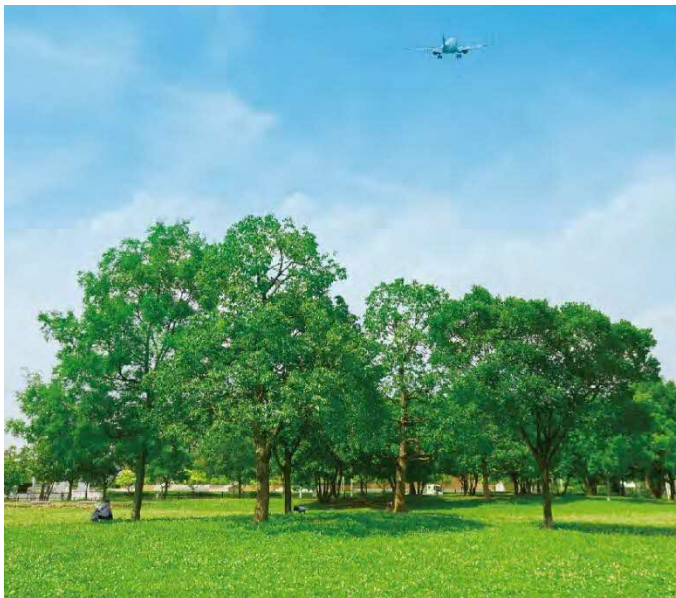
1 基本方針の概要

1 基本方針の概要

1.1 基本方針の目的

本市は、面積 36.6km²、東西に6km、南北に10.3km で、大阪市の北に隣接しています。古くから能勢街道沿いの街村を中心とする近郊農村として発展してきましたが、明治以降、鉄道の開通等を契機として、北大阪地域の中でも早くから開発が進みました。現在では、大阪市近郊の住宅都市として、成熟段階を迎えています。

本市の都市形成のあゆみは、昭和 30 年(1955 年)前後から本格的な都市化が始まり、千里ニュータウンの開発によって、急速な市街化が進みました。その後、日本経済の安定期とともに市街化や人口の増加が沈静化しました。



このような都市形成のあゆみの中で、急速な市街化への対応として公園整備に重点をおき、公園の運営を行ってきました。一部、都市計画公園の未整備箇所があるものの、一定程度の公園整備が進捗しています。今後の公園みどり行政としては、少子高齢化社会、市民ニーズの多様化や財政上の制約に対応し、これまでの画一的な運営から個別の公園の利用特性を考慮した運営への移行が求められています。また設置後 30 年以上経過した公園みどりが半数以上を占めており、維持管理とバランスをとりつつ、効率的な施設更新、再整備が必要になっています。

そのような中、自然環境が有する多様な機能を活かして社会における様々な課題を解決するというグリーンインフラの考え方が重視されるようになっていきます。また、環境問題が地球規模で顕在化している状況を踏まえ、国としても世界的な潮流として気候変動への対応(カーボンニュートラル)と生物多様性の保全(ネイチャーポジティブ)の必要性が訴えられるようになり、新たな価値を創造するとともに Well-being を実現させる手段の一つとして、みどりの整備が進められています。

本市では平成 17 年(2005 年)以降人口が増加傾向にあり、近年の市民意識調査では「住み続けたい」まちとして高い評価を得ています。今後も選ばれ、住み続けたい持続的なまちの実現に向けて、市民の身近な公共施設である公園みどりの利用面や環境面で質を高めるための考え方や今後の施策の方向性を定めていく必要があります。

そこで、「グリーンインフラによるまちづくり基本方針～公園みどりの新たな展開に向けて～」(以下「基本方針」という。)では、自然が有する多様な機能を活用するグリーンインフラを公園みどりの多様なニーズの実現に向けた有効な手段として捉え、公園みどりが多面的に機能するようみどりの質を高めるとともに、憩いの場の創出や賑わいの空間の形成などによりさまざまな人が集えるような公園みどりを展開していくことを目的とします。

1.2 基本方針の構成

基本方針の構成は、以下のとおりです。

1章の基本方針の概要では、基本方針の目的や位置づけを整理するとともに、基本方針におけるグリーンインフラや公園みどりの言葉の定義を説明します。

2章の公園みどりに関する現状とこれから求められることでは、グリーンインフラを取り巻く情勢や本市の公園みどりの現状、ニーズを整理したうえで、これからの公園みどりに求められることを抽出します。

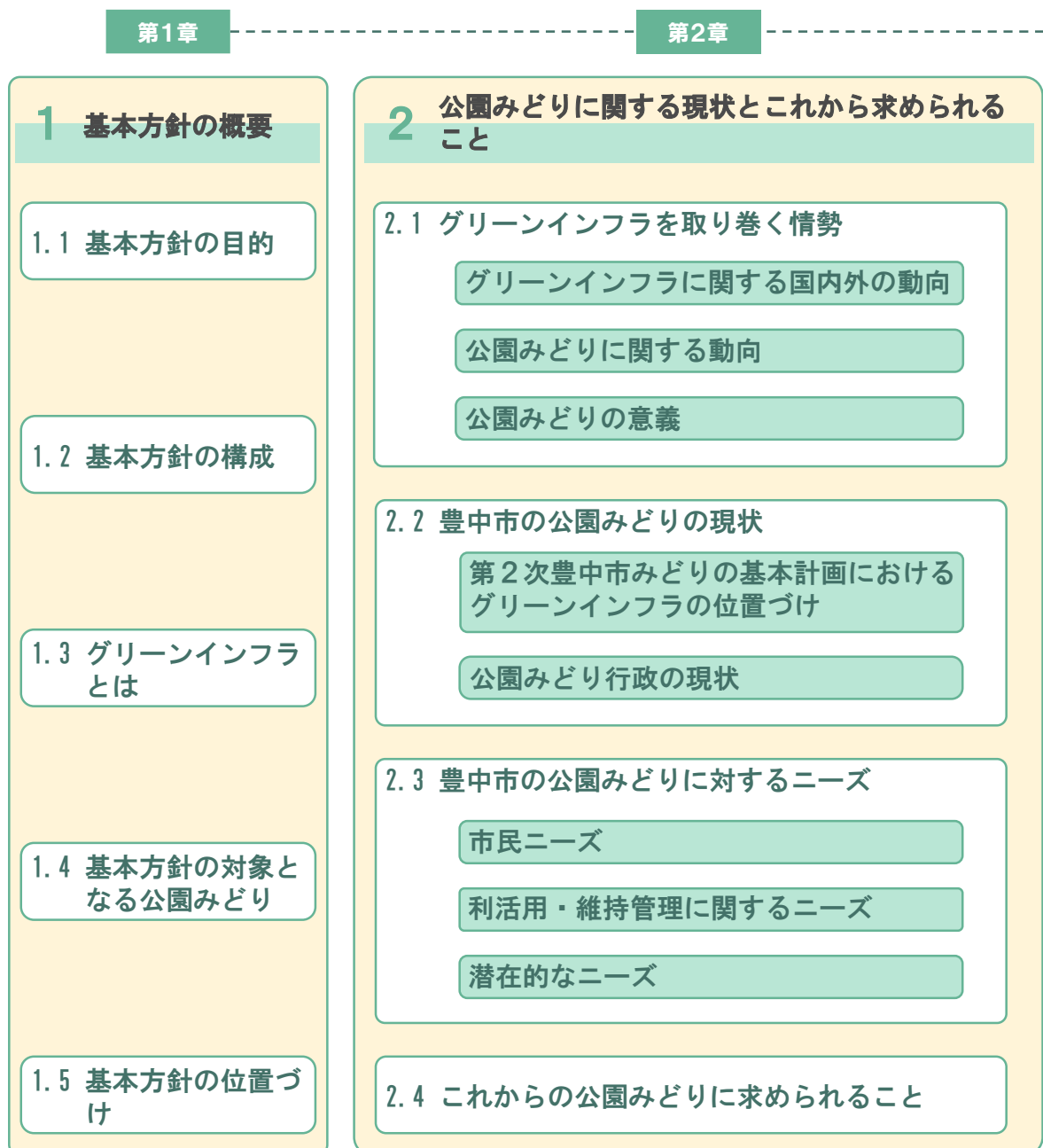


図 1.1 基本方針の構成

3章では、グリーンインフラによるまちづくりの方向性として、基本理念と取組方針を示します。

4章では3章の取組方針を踏まえ、まちの暮らしを豊かにするための施策を紹介します。

5章では評価の考え方について説明します。

第3章

3 グリーンインフラによるまちづくりの方向性

3.1 基本理念

3.2 取組方針

地域特性を活かしたまちづくり

安全安心・快適で美しい空間づくり

多様なニーズに応える環境づくり

親しみやすく利用しやすいしくみづくり

持続的な運営や維持管理ができるしくみづくり

第4章

4 まちの暮らしを豊かにするための施策

4.1 グリーンインフラの施策の体系

4.2 取組方針に対する施策

地域特性を活かしたまちづくり

安全安心・快適で美しい空間づくり

多様なニーズに応える環境づくり

親しみやすく利用しやすいしくみづくり

多様な主体と協働・連携した効果的なしくみづくり

4.3 施策展開に関する考え方

大規模公園における施策展開の考え方

中規模公園における施策展開の考え方

小規模公園における施策展開の考え方

緑地における施策展開の考え方

第5章

5 評価の考え方

1.3 グリーンインフラとは

グリーンインフラ(Green Infrastructure)とは、自然環境が持つ多様な機能を活用して、社会や地域の課題を解決しようとする取組のことです。具体的には、都市の緑化、緑地や水辺の整備などに伴い、持続的で魅力的な地域づくりを進めることを示します。

例えば、緑地があると、豪雨の際には土壌に雨水が浸透し一時的に貯留され、洪水対策機能を発揮します。火災の際には、緑地の存在が火災による延焼を防止します。また、植物による光合成により二酸化炭素が吸収されるとともに、蒸発散により気化熱が奪われることでヒートアイランド現象(暑熱)が緩和されます。植物が生育している場所は動物の生息環境にもなるので、多様な生き物の棲み処になります。さらに、みどりの多面的な機能によって災害が減り、環境が改善されることで、人々が暮らしやすいまちになるとともに、居心地の良い空間を生み出します。このように、地域特有のさまざまな課題を、みどりの多様な機能を活用して解決していく取組が、グリーンインフラなのです。

グリーンインフラは、さまざまな分野が関わっており、分野横断的な取組を進めていく必要があります。行政だけでなく、住民や民間事業者を含む地域全体で推進していくことが重要です。

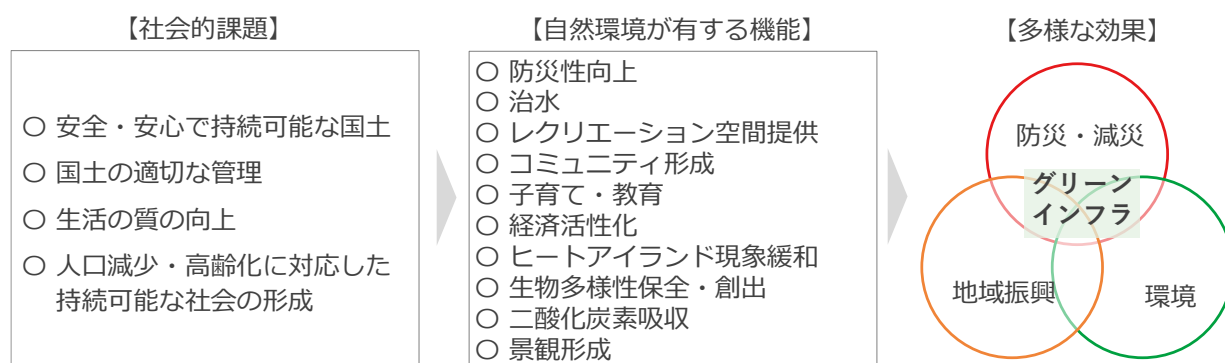


図 1.2 自然が有する機能で社会課題を解決するグリーンインフラの効果



出典:「グリーンインフラ実践ガイド」(令和5年10月、国土交通省)

図 1.3 公園・商業空間が一体となったシームレスな空間整備の例

1.4 基本方針の対象となる公園みどり

基本方針の対象は、本市が管理運営しているすべての都市公園法に基づく公園・緑地及び児童遊園、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区とし、本基本方針では、これらを「公園みどり」と呼ぶこととします。

基本方針の対象となる公園みどりは、表 1.1 に示すとおりであり、本市以外が所管している服部緑地(大阪府所管)、猪名川公園(尼崎市所管)は基本方針の対象外とします。

豊中市内の公園みどりの分布、みどりの分布は、図 1.4 に示すとおりです。なお、「みどり」とは、人々の生活基盤となっている市域の樹林・樹木、草地、農地、水面(河川・水路やため池)、屋上緑化、これらと一体となったオープンスペースなどのことを示します。基本方針は公園みどりにおけるグリーンインフラによるまちづくりの方針を定めるものですが、豊中市内には、公園みどり以外にも多くのみどりがあり、今後は道路や河川、民間の緑地等も含む、市域全体のみどりを対象としたグリーンインフラによるまちづくりを推進していくことも検討していきます。

表 1.1 基本方針の対象となる公園みどり (令和6年(2024 年)4月1日現在)

令和6年(2024 年)4月1日現在種類	種 別	開設済み		都市計画決定	
		箇所	面積(㎡)	箇所	面積(㎡)
都市計画公園	街区公園	95	199,900	95	198,500
	近隣公園	13	202,300	14	230,000
	地区公園	4	200,600	4	243,000
	総合公園	2	165,000	2	262,000
都市計画公園 計		114	767,800	115	933,500
都市計画公園以外の都市公園	街区公園	315	190,928		
	近隣公園	1	22,689		
都市計画公園以外の都市公園 計		316	213,617		
児童遊園	—	46	48,155		
都市計画緑地	都市緑地	1	300,300	1	300,000
	緩衝緑地	1	298,500	1	500,000
都市計画緑地 計		2	598,800	2	800,000

(注) 開設済み面積には都市計画決定区域外を含む。



千里中央公園



野田中央公園



東豊中 3-5 公園

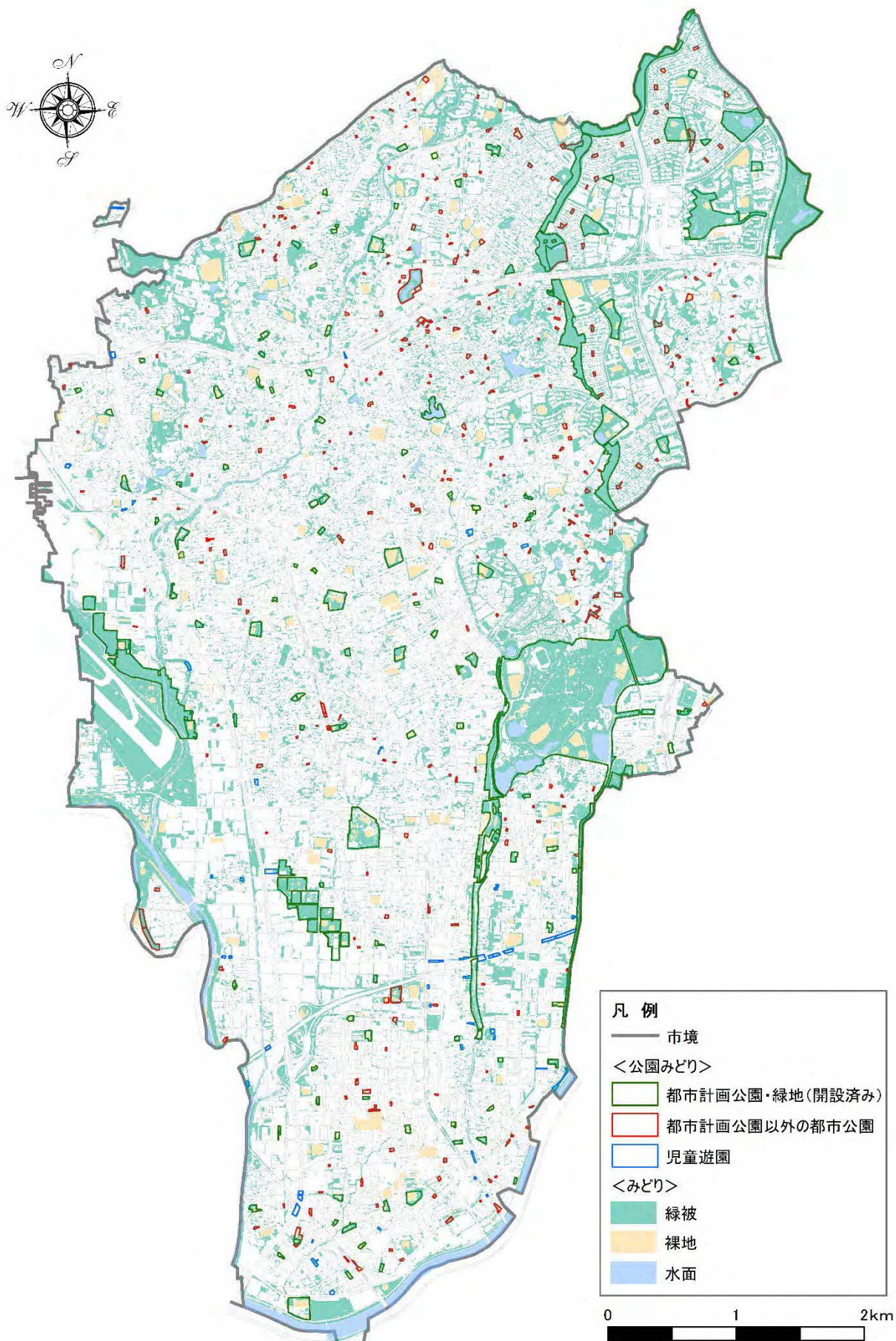


図 1.4 「公園みどり」と「みどり」の分布（令和4年(2022 年)3月 31 日現在）

1.5 基本方針の位置づけ

基本方針は、都市緑地法第4条に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」である「豊中市第2次みどりの基本計画(平成30年(2018年)3月)」をもとに、公園みどりの質を高めるための考え方を補完したものです。「みどりの基本計画」の第3次改定の際には、基本方針の考え方を「みどりの基本計画」の中に取り込んで行きます。

将来的には、道路や河川、民間の緑地等のみどりも質を向上していくことで、健康、福祉、子育て、教育などが充実し、地域振興、産業振興、地域の魅力向上につなげていくとともに、防災・減災につなげ、安全・安心のまちづくりを進めていきます。

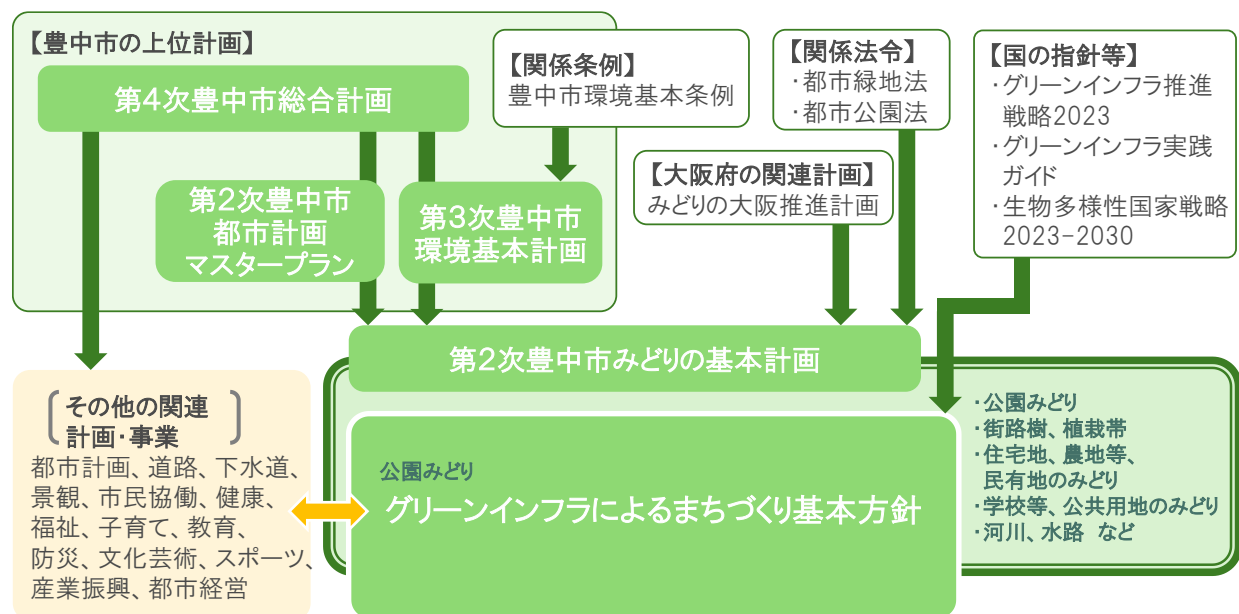


図 1.5 基本方針の位置づけ

2

公園みどりに関する現状と
これから求められること

2 公園みどりに関する現状とこれから求められること

2.1 グリーンインフラを取り巻く情勢

(1) グリーンインフラに関する国内外の動向

温室効果ガスがもたらす気候変動、生物多様性の喪失等、地球規模の環境問題が深刻化する中で、世界各国でグリーンインフラの取組が進められています。

気候変動については、平成 27 年(2015 年)のパリ協定以降、カーボンニュートラルの動きが加速しており、世界的に気候変動関連の情報開示が義務化される流れもあります。

生物多様性については、令和4年(2022 年)に昆明・モンリオール生物多様性枠組が採択され、ネイチャーポジティブの取組が世界的な潮流となっています。ネイチャーポジティブとは、生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せることで自然を豊かにしていくという考え方で、日本でも令和5年(2023 年)3月に「生物多様性国家戦略 2023-2030」が閣議決定され、令和 12 年(2030 年)目標として「ネイチャーポジティブ(自然再興)の実現」が掲げられています。

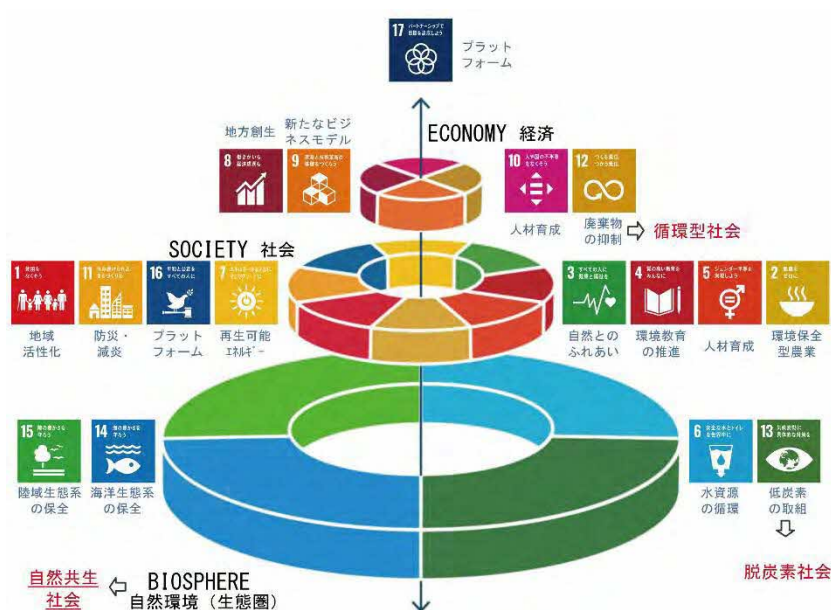


出典:「生物多様性国家戦略2023-2030の概要」(2023年、環境省)より作成

図 2.1 生物多様性国家戦略 2023-2030 の構造

「SDGsウェディングケーキモデル」が示すとおり、経済社会活動は、自然資本の上に成り立っており、自然資本が失われることは、社会・経済活動に悪影響を及ぼすとの認識は、今や世界的に定着しています。

ネイチャーポジティブ実現に向けて、自然環境の多様な効果を活用して社会資本整備やまちづくりを行う「グリーンインフラ」の取組が期待されており、世界的にも、NbS(Nature-based Solutions)として積極的に取組が進められています。

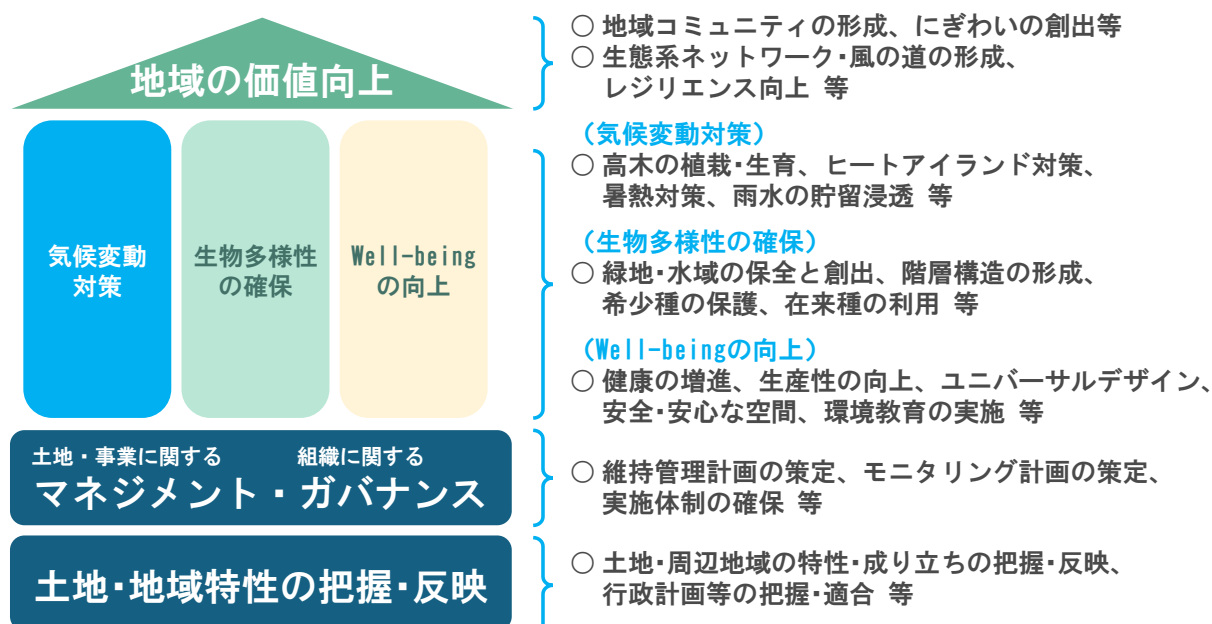


出典:「第六次環境基本計画の概要」(2024年、環境省)より作成

図 2.2 SDGs ウェディングケーキモデル

グリーンインフラには、社会の持続性を高めるといった個別の利益にとどまらない効果があり、更に官民連携による取組を推進していくことが重要です。令和5年(2023 年)9月に「グリーンインフラ推進戦略 2023」が公表され、グリーンインフラのめざす姿や取組にあたっての視点を示すとともに、官と民が両輪となって、あらゆる分野・場面でグリーンインフラを普及・ビルトインすることを掲げています。

令和6年(2024 年)5月、気候変動対策や生物多様性の確保、Well-being の向上等の課題解決に向けて、都市における緑地の質・量両面での確保、再生可能エネルギーの導入やエネルギーの効率的利用等を強力に進め、良好な都市環境を実現するため、地方公共団体や民間事業者の取組を後押しするしくみを構築するための「都市緑地法等の一部を改正する法律」が成立しました。また、民間事業者等による良質な緑地の確保の取組を評価・認定する「優良緑地確保計画認定制度」(通称:TSUNAG)が創設され、グリーンインフラの評価の視点と項目が整理されるとともに、みどりの価値が可視化できるようになってきています。



出典:「民間投資による良質な都市緑地の確保に向けた評価のあり方検討会 中間とりまとめ 概要版」(2023年、国土交通省)より作成

図 2.3 グリーンインフラの評価の視点と項目

コラム

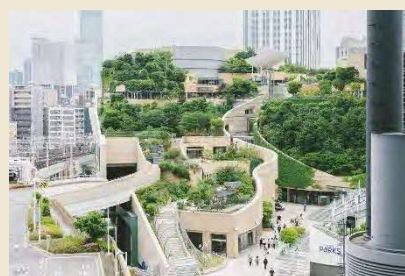
みどりの取組による効果の評価 なんばパークス

なんばパークスのパークスガーデンは、設計段階から湿地や草地などの多様な環境を設け、実をつける樹種を豊富に植栽するなど、生物多様性に配慮した取組を行っています。

設計上の工夫や軽量土壌の活用により中高木が配植されており、夏季日中は周囲のアスファルト道路などと比べて表面温度が約15～20℃低くなっていることがわかりました。

また、緑地帯が建物断熱効果や冷却効果を生み、空調の負荷低減によるCO₂排出量削減にも効果をもたらしています。

出典:株式会社大林組ホームページ



出典:株式会社大林組ホームページ

(2) 公園みどりに関する動向

公園みどりの利活用に関しては、国土交通省の「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会」において、都市公園新時代の施策の方向性が示されています。これを地域の実態にあった具体的な施策や事業として展開していくためには、多面的な視点で検討する必要があります。

基本方針においては、まちの資産とする「場づくり」、個性を活かす「しくみの構築」、共に育て創る「担い手の育成」について、公園みどりを深掘りします。



図 2.4 国の施策(都市公園新時代)を踏まえた利活用検討の視点

官民のパブリック空間をウォーカブルな人中心の空間へと転換し、「居心地がよく歩きたくなるまちなか」の形成に向けた取組が全国で展開されています。ウォーカブルなまちづくりの中で、公園はまちなかの交流・滞在空間の代表的な場所です。公園の居心地のよい空間が、多様な人々の出会い・交流や豊かな生活に寄与し、まちの魅力や国際競争力の向上が内外の多様な人材、関係人口を更に惹きつける好循環の構築に貢献することが期待されています。

コラム

周辺施設(歩道)との一体的な利用空間の創出(大塚公園)

公園と沿道の歩道は 通常、分断されていますが、近年、歩道空間と公園空間を一体化し、広くて見通しの良い快適な空間づくりが進められています。

豊中市では、平成4年に全国に先駆けて大塚公園で取り組みましたが、今後も、このような一体的な整備による空間づくりを進めます。

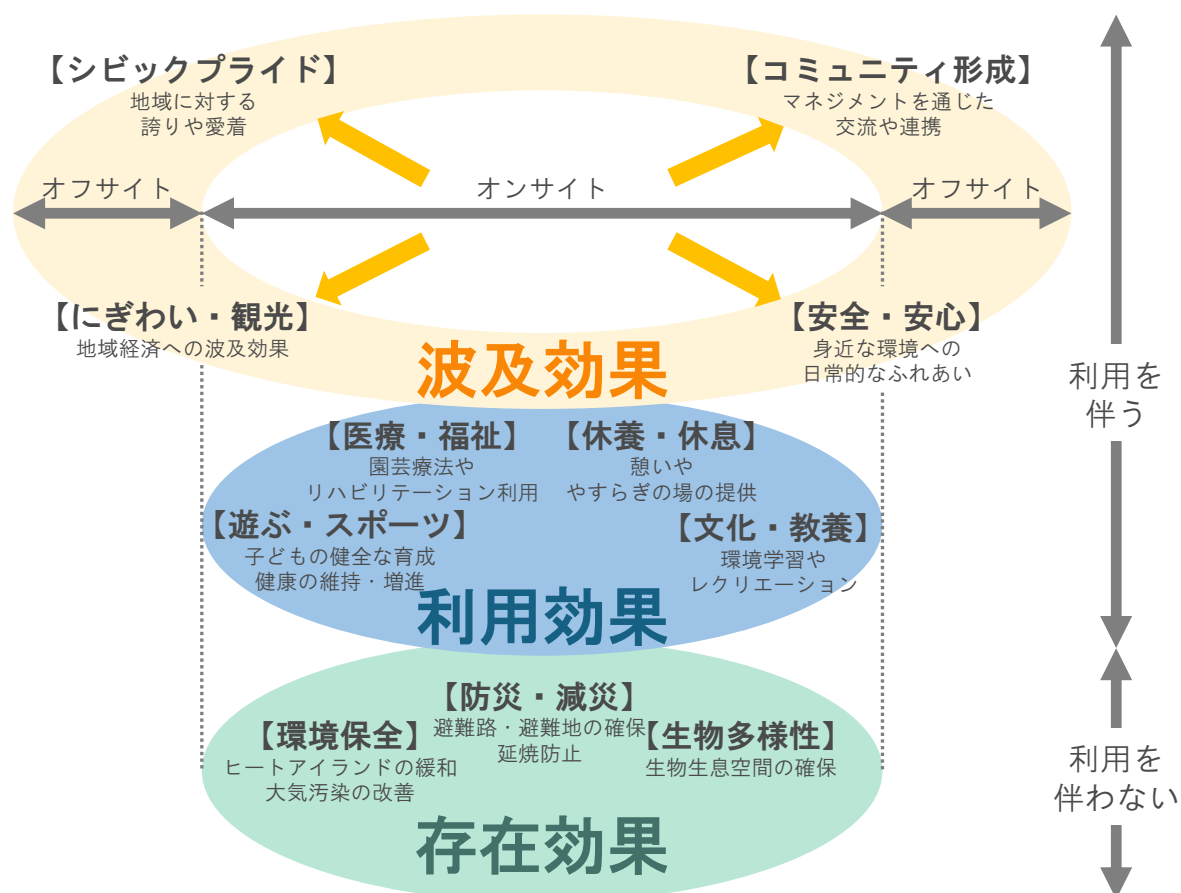


(3) 公園みどりの意義

都市におけるみどりのオープンスペースである公園は、市民の暮らしに様々な効果をもたらしており、その効果は大きく2つの視点で捉えることができます。1つは、みどり豊かな空間が存在することによって都市機能や都市の環境等が向上する「**存在効果**」です。もう1つは、公園みどりを休養・休息や様々な余暇活動、スポーツ・運動、地域のコミュニティ活動等に利用することで市民にもたらされる「**利用効果**」です。

市域全域が市街化区域¹⁾である本市において、公園みどりは、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、防災性の向上、生物多様性の確保など、豊かな地域づくりに資する多様な機能を有する空間を提供するとともに、本来自由な空間である公園みどりが人々に利用されることにより、個人の役割や喧噪から解放されひと時を過ごす場・リラックスして癒しを得る場・レクリエーションや学びの場などぼんやりしたり思索をめぐらしたりして心身を充実させることができる貴重な空間としての機能を発揮します。

さらに、公園みどりの「**存在効果**」と「**利用効果**」によって、周辺地域においてみどりを活用することによるコミュニティ形成やにぎわいづくり、地域の魅力向上など地域力を高める「**波及効果**」もあることから、都市計画の観点からも、都市における「すき間の空間」として重要であり、身近に公園みどりが配置されることが求められています。



出典: 武田重昭「公園から都市を編成する」『区画整理』66(4):2023.4, p.6-14

図 2.5 都市公園がもたらす効果のイメージ

(注) 1. 市街化区域とは、都市計画法で指定される区域の1つで、すでに市街地を形成している区域や、おおむね 10 年以内に市街化を図るべき区域を指します。

2.2 豊中市の公園みどりの現状

(1) 第2次豊中市みどりの基本計画におけるグリーンインフラの位置づけ

第2次豊中市みどりの基本計画では、「みどりの質の向上」、「生物多様性の確保に向けたまとまりや連続性のあるみどりの保全」、「地域特性を踏まえたみどりのまちづくり」、「市民参加や市民との協働によるみどりのまちづくり」がみどりのまちづくりに重要な視点として、紹介されています。また、同中間総括では、変化している社会情勢のひとつとして、巨大地震や気候変動等による自然災害リスクが高まる中、みどりが持つグリーンインフラとしての機能を活用した防災・減災対策が求められていることが紹介されており、グリーンインフラの推進はSDGsの目標達成にも貢献するものと期待されていることが記載されています。



出典:「第2次豊中市みどりの基本計画」(平成30年(2018年)3月、豊中市)

図 2.6 第2次豊中市みどりの基本計画における基本理念

また、上位計画においても、第4次豊中市総合計画後期計画では、国のグリーンインフラに関する動向が紹介されたうえで、本市が進めている緑化や緑地の保全に関する取組が紹介されています。特に公園みどりについては、施策として既存の公園みどりの有効活用を進めるとともに、都市景観形成、生物多様性の保全、レクリエーション・市民交流、防災・減災に資するみどりの配置、適正な維持管理・更新を進めることとされています。

さらに、第3次豊中市環境基本計画では、多様な生き物がすみ、みどり豊かで、水辺に親しむことができるまちづくり、身近なところで育んできた歴史・文化・景観を感じられるまちづくりをめざしており、みどり率 27%という目標が位置づけられています。

(2) 公園みどり行政の現状

令和6年(2024 年)4月現在における本市内にある公園・緑地の数は 480 箇所(服部緑地、猪名川公園含む)、市民1人当たりの公園・緑地面積は 7.12 m²で、大阪府の住民1人当たりの公園・緑地面積(6.5 m²)や「豊中市都市公園条例」に定める市民1人当たりの公園・緑地の標準面積(5.0 m²)を上回っています。

一方で、設置後 30 年以上となる公園が半数以上を占め、公園内の施設は、部分的に劣化や損傷が見られる状況となっていることから、公園樹木維持管理方針や長寿命化計画を策定し、ライフサイクルコスト削減効果が期待される施設については、計画的に長寿命化を図ることとしています。例えば、ニュータウン開発当時に造られた公園において整備当時植栽された樹木は想定を超えて大きく成長し、公園の大きさに見合わなくなっているものがあります。明るく清潔でくつろげる公園に対するニーズは高く、老朽化していたり鬱蒼と暗くなったりしている公園は、更新していくことで利用しやすくなると考えています。

本市の公園みどり全体の状況としては、量的には必要な水準を満たしていますが、小規模な公園が占める割合が大きく、施設の老朽化が進む中、地域の状況、ニーズも変化しており、公園みどりの効果的な維持管理、運営についての取り組みが必要です。



樹木が成長しすぎた公園



台風による倒木状況



ベンチの老朽化



一時的に使用禁止とした遊具

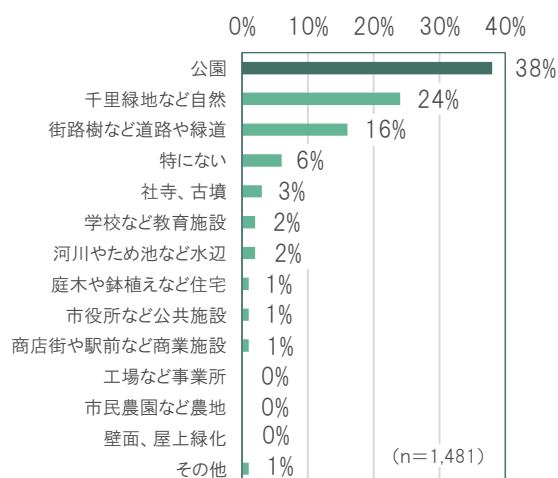
2.3 豊中市の公園みどりに対するニーズ

(1) 市民ニーズ

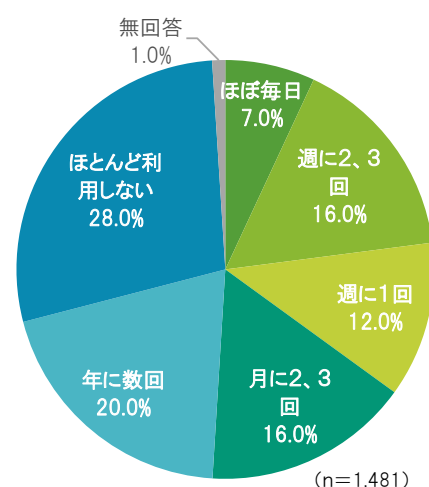
令和3年(2021年)に実施された本市の市民意識調査(みどりの基本計画中間総括に向けたアンケート調査)の結果をみると、印象的なみどりは約4割の市民が「公園のみどり」と回答している一方で、みどりの不満の対象と理由を尋ねる質問に対しては、約4割の市民が「公園のみどり」と回答しており、公園の緑に関する関心が高く、みどりの量の少なさや管理に対して不満を持っているということがわかります。公園みどりの利用状況については、市民の4割が週に1回以上公園みどりを利用していますが、3割の人がほとんど利用していないという結果が出ています。既存ストックとして、公園みどりの活用を推進していくことが望まれます。

また、東部、北東部、中部は満足度が高いものの、南部や西部では約3割の人が地域の公園に不満又はやや不満であると回答しており、地域によって回答に差がみられます。不満の理由としては、草刈りなどの維持管理、ベンチ等の休憩施設や樹木・芝生の少なさ、迷惑行為やマナーの問題が挙げられており、花やみどりとふれあいくつろぐことを望む声も多く、みどりやベンチなどの施設の整備、公園利用のルールづくりを進めていくことが重要です。地域活動が盛んな本市では、公園利用のニーズは多様化しており、利用者が様々なシーンに合わせて選択できる空間や利用機会の多様化が望まれます。

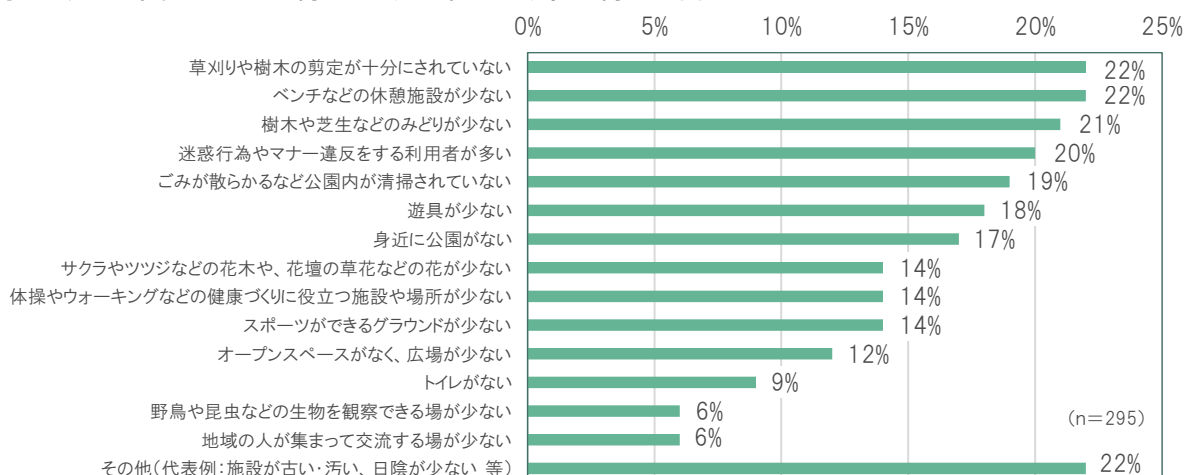
質問：市全体とお住まいの地域に印象的なみどりはありますか？



質問：あなたはどれくらいの頻度で公園を利用されていますか？



質問：地域の公園に対して不満がある方に伺います。不満の理由としてあてはまるものを3つまで選んでください。



(2) 利活用・維持管理に関するニーズ

公園みどりの利活用や維持管理に関する現状の問題意識やまちづくりにおけるニーズを把握することを目的とし、公園みどりの利活用や維持管理に関わっている組織・団体を対象として、ヒアリングを実施しました。

ヒアリングは、公園みどりに関わるテーマごとに、庁内の関連部局、公民連携事業を展開している民間事業者、公園施設の維持管理業務や運営管理業務の受託事業者、みどりに関わる活動団体を対象に行い、それぞれの業務や活動の中で、公園みどりについて感じておられる問題点やニーズについて伺いました。

表 2.1 ヒアリングの概要

公園みどりと関わり	ヒアリング項目(主なもの)
みどりに関する市民活動	・花とみどりの活動に対する市民のニーズ、地域ごとの特徴 ・市民ニーズに応える上での課題
地域活動・コミュニティ	・地域活動に関する現状の課題、将来懸念される課題 ・地域活動に関して公園みどりに期待する役割
子育て・教育	・子育て・教育環境における豊中市の特徴・強み ・子育て・教育環境に対する市民のニーズ(要望の種類、規模等)
公園施設の維持管理・運営管理	・樹木の維持管理業務に対する現状認識、近年の傾向 ・維持管理業務上の課題(日常時、緊急時対応、仕様上の課題等) ・公園緑地の利用状況、利用圏域、利用者層、日常利用促進上の課題 ・公園みどりの日常利用に対する市民ニーズ・苦情等
公園における公民連携事業	・企業として公園の運営に取り組む目的 ・都市における公園みどりの意義、公園みどりが有する不動産的価値 ・公園みどりに民間活力を導入する上での公と民それぞれが担うべきこと

ヒアリングの結果を基に、公園及び公園みどりに関する問題点やニーズを抽出した結果は、表 2.2 に示すとおりです。なお、ヒアリングでは各組織の活動や運営に関する問題点やニーズも多く確認したため、それらも併せて抽出しました。多様な意見が得られているため、内容により、以下の 11 項目に分類しています。

方針の明確化	コミュニティ	生物多様性
予算・発注	利用者増加	安全・安心
地域性の発現	ルール作り	空間整備
担い手確保	情報発信	

ハード整備に対する問題点・ニーズは多くない一方で、安全に安心して憩いの場として利用するための設備や自由に利用形態を選択できるような多様な空間整備に対するニーズが確認されました。また、ソフト施策に対する問題点・ニーズは多岐にわたっており、多様な主体による多様な利用のための多様なニーズが確認されました。

本市では既に地域で主体的に活動を行っている団体が多く存在し、自走していくことが可能な制度が整備されている一方で、多くの主体から情報発信や利用者増加、担い手確保に関する問題点が出されており、現在の活動が十分に周知されていない、十分に活用できていない状況もうかがえます。

以上のことから、空間整備やソフト施策に先立ち、地域ごとにめざす方向性や方針を市として定めることが、複数の主体から求められています。

表 2.2 ヒアリングから得られた公園みどりに関するニーズ

分 類	課 題
方針の明確化	- 継続的な事業・活動の継続を見据えた整備や管理の方向性を統一するための地域や公園、活動団体の将来像・ビジョンの明確化 - 維持管理に関して、各公園みどりの課題を官民で確認して長期的な方針を議論する機会の創出、方針の作成、方針を引き継ぐための制度の創出（協定等）
予算・発注	- 民間を活用した整備時の初期投資に対する予算確保（補助制度）や発注手続きの短縮 - 活動団体の維持や規模の拡大を目的としたモチベーションアップにつながる地域の活動に対する報酬の支払い（予算確保） - 公園みどりへのニーズの多様化などに対応するための維持管理業務の発注内容の柔軟化や提案方式の採用、草刈り・剪定以外（清掃等）への予算確保
地域性の発現	地域ごとに異なるそれぞれの良さや特徴を活かした整備の経緯を踏まえた地域特性の発現、整備の多様化
担い手確保	- 主催者と参加者が一緒に活動するしぐみの構築による関係人口の増加 - 活動の場の意向・趣旨を地域で共有し、秩序をもった地域での利用（生態系への悪影響が懸念される外来種の持込禁止等） - 事業・活動の自走を目的とした多様な担い手の確保による特定の人物の活動に依存しない組織体制の構築 - 地域住民との連携による人のつながりの拡大、新たな担い手の呼び込み、愛着の醸成
コミュニティ	多様な主体や地域住民のコミュニケーションの場、活動の場、世代間の交流・情報交換の場としての活用
利用者増加	- 来園者の居住範囲を考慮した駐輪場や駐車場の整備、公共交通機関からのアクセス性を考慮した交通利便性の確保 - 公園みどりを日常的に利用する子どもや高齢者だけでなく、大人の利用も想定した施設整備や大人が関心を持つイベントの開催 - キッチンカー出店の日常化（特定の曜日・場所での定期出店）や公園に賑わいを創出するマルシェやフリーマーケット等の開催とキッチンカーの連携 - 携帯電話などの通信機器の普及に対応したフリーWi-Fiの整備 - 公園における快適な滞在空間を創出するためのベンチ・テーブル・日よけ、雨除け（屋根、パーゴラ等）の整備
ルールづくり	- 公園内における地域団体の倉庫や看板（掲示板）の設置による地域活動への支援 - 従来禁止されていた活動（ボール遊び、手持ち花火など）の場所や時間帯を限定した他の利用者との共存（ルールづくり）
情報発信	- 情報を届けたい多様な世代に伝わる情報発信方法の検討 - みどりへの愛着を醸成する見どころや価値（機能・樹木の貨幣価値化）を紹介する看板等の設置 - 利用者が知りたい情報（トイレ、水道、ベンチ等の設備の有無）の周知
生物多様性	- 公園みどりの周辺の自然との連続性、地域のエコロジカルネットワーク（野生生物が生息・生育する様々な空間のつながり）の拠点としての役割 - 小さな子どもや学生の環境学習実習の場、身近な生き物に触れ合える場としての活用
安全・安心	- 子どもや高齢者を見守るための公園の外からの見通しがきく設備やみどりの配置・規模、通り抜けができる複数出入口の確保 - 防災協定に基づく非常時の多様なサービスの供給（大人が常駐するキッチンカーの出店） - 地区の避難訓練開催の場、災害時の地域拠点（一時避難場所）としての整備 - 誰でも安心して利用できる清潔で安全な設備の維持管理・更新
空間整備	- 自然の中で自由に遊びながら休憩もできる原っぱや砂場のような場所の確保 - 時代のニーズに適した樹種（巨木化しない樹種など）への更新、巨木化した樹木の伐採 - 季節を楽しむ植栽の維持管理手法（紅葉・落葉を考慮した伐採時期の調整など）の導入

(3) 潜在的なニーズ

既存の利用者・使い方に留意しつつ、新たな視点(公園みどりの管理運営に関わっていない市民のニーズ等)も取り入れることを目的とし、ペルソナマーケティングの手法を用いて、ワークショップ形式で議論を行いました。

ペルソナマーケティングとは、代表的な人物像(ペルソナ)を設定し、その人にとって、どんなことがあったらよいかを考えるものであり、企業の商品・サービスの企画や開発で用いられている手法です。定量データや多くの情報をもとに詳細な情報まで設定したペルソナは、1つの人格のようなものであり、ペルソナのニーズを満たすような製品・サービスを考えることは、その他の多くのユーザーのニーズを満たすことにつながると言われています。

ペルソナの設定は、幅広い世代の市民へのアプローチを意識し、今回は「男子小学生」「女子高校生」「子育て世代女性」「定年退職男性」の4タイプとしました。

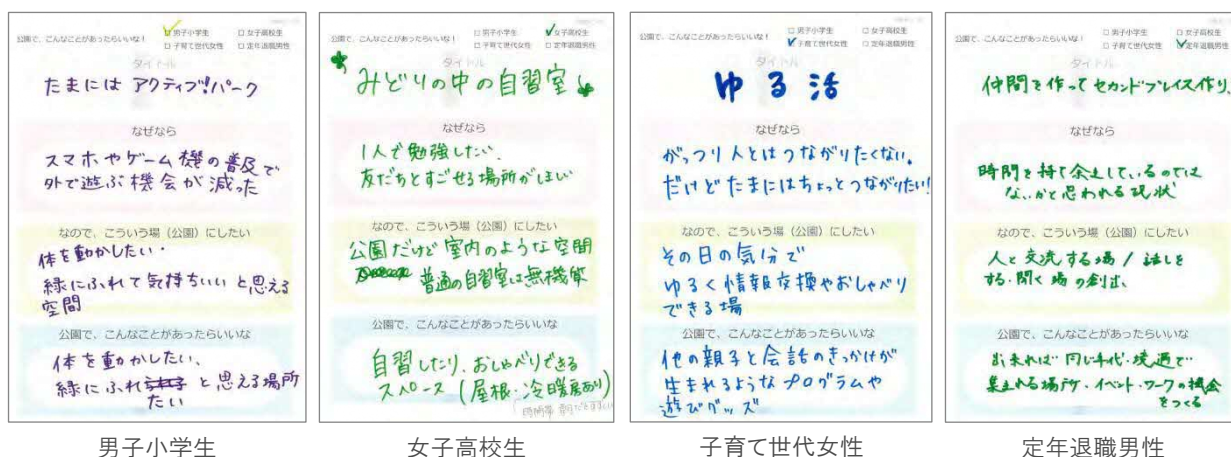
ワークショップ形式での議論は、複数部局の職員が参加し、多様な視点からペルソナに思いを馳せて、特性を想定し、どんな出来事や感情が生まれるのがよいかを具体的にイメージしました。



図 2.7 ワークショップのプログラム概要



参加した職員が1人ずつ、「公園で、こんなことがあったらいいな」のアイデアシートを作成しました。ここでは
 パルソナ別に1例ずつ掲載しますが、多様な視点で多様なアイデアが数多く出ました。



ワークショップ開催後、考察として、アイデアシートを基に社会情勢なども加味して、新たな視点での市民の
 公園利用に関する背景やニーズの想定およびその公園利用を実現するための方策検討を行いました。

検討した結果は、表 2.3 に示すとおりです。安心して多様な過ごし方を選択できる空間づくりが望まれている
 と考えられました。

表 2.3 ワークショップにより抽出した潜在的なニーズ

ペルソナ	利用者像の公園利用を実現するイメージ	
①男子小学生	背景	共働き家庭増加や地域コミュニティ希薄化などの影響を受けて、子どもの居場所は減少している。
	仮説	各種サービスを享受しつつ、子どもが自由に遊べる環境もあれば、子どもの居場所は豊かになる。
	方策	屋外での居場所づくりには、 <u>自発的な活動を促すスペースと安心安全を確保する見守り</u> が必要。
②女子高校生	背景	ネット上には楽しいこともたくさんあるが、ネット空間に偏重しやすく、弊害が表面化している。
	仮説	ネット空間だけでなく、リアル空間でも楽しめることで、将来にわたって豊かな暮らしになる。
	方策	リアル空間には、 <u>安心な場となる清潔感</u> 、さらには、 <u>魅力的な過ごし方や関わり方</u> が必要。
③子育て世代女性	背景	社会情勢やライフスタイルの変化に伴い、子育て環境と価値観も多様化している。
	仮説	画一的なサービス・コミュニティではなく、利用者主体で選択できることが求められている。
	方策	利用者中心で選択するには、 <u>コンテンツとスペースへの複合的なアプローチ</u> が必要。
④定年退職男性	背景	健康寿命は延びる傾向だが、就業長期化や価値観多様化などにより、孤立化に陥りやすい状況。
	仮説	ライフスタイルの提案やサポートがあれば、定年後の時間を健全に過ごしやすくなる。
	方策	市民自身が <u>悠々自適に選択できるセカンドプレイスやサードプレイス</u> が必要。

2.4 これからの公園みどりに求められること

本市では緑被率や一人当たりの公園面積の整備水準などの量的水準は、一定程度充足されていますが、草刈りなどの維持管理、休憩施設や樹木・芝生の少なさ、マナー問題等の現状に対する課題があります。

また、公園の利活用や維持管理については、各主体によるそれぞれの公園みどりの利用特性に対して、様々な視点からニーズが多様化しています。

今後、これらの課題やニーズに対し、まちの資産（既存ストック・アセット・公共空間）として、公園みどりの利活用を推進していくため、市民の公園に対する意識に変化をもたらし、公園みどりの機能を充実させる以下の方策が求められています。

① 安全・安心に屋外でくつろげる空間や自発的な活動を促す魅力的な空間の整備

共働き家庭の増加、1人世帯の増加、ネット空間の充実により、安心してくつろげる居場所や自分で選べる居場所の確保が望まれています。また、休息することや人と交流することができる設備の拡充や利用シーンに応じて選べる魅力的で多様な空間整備が望まれます。

② みどりの多面的な機能を活かした交流機会、学習機会の創出

公園みどりと本市内の豊かな自然の連続性を確保し、みどりの防災機能や暑熱緩和効果、生物多様性の保全等の機能をより高め、防災や安全に関する交流機会や、環境学習などのさまざまな学習機会を創出することにより、利活用を促していくことが重要です。

③ 秩序を持ちつつ、新たな参画を受け入れる、多様な主体が連携して活動できる体制の構築

地域住民や利用者に対し、公園みどりのめざす姿の実現に向けた秩序ある行動を促すとともに、利活用や維持管理に新たに参画してくる主体など、多様な主体が活動できるよう、連携体制や情報共有体制を構築することや運用上のルールづくりが必要です。

④ 地域の特性や整備の経緯を踏まえた公園みどりのめざす方向性の設定

本市には数多くの公園みどりがあり、その規模や設備、周辺環境はさまざまです。

公園みどりのタイプ別にめざす方向性を設定することで、地域住民と公園みどりの整備や利用について共有するとともに、公園みどりの利活用や維持管理への参画を促すことができます。

⑤ 日常的な活動やイベント開催のために、各公園の特性や施設の情報発信

魅力的な空間やコンテンツが整備されていても、対象とする人に、その情報が伝わらなければ空間や機会を十分に活かすことができません。市民アンケートでは、市民の約4割の人が「市のみどりに関する情報の収集方法は特にない」と回答しています。知ってもらいたい人に必要な情報が届く、知りたい人は手軽に情報が入手できる、双方向の情報発信が必要です。

3

グリーンインフラによる まちづくりの方向性

3 グリーンインフラによるまちづくりの方向性

3.1 基本理念

公園みどりからまちの暮らしを豊かに

公園みどりは、まちの環境を形成する一つの要素であり、その存在効果や利用効果を引出すことで、周辺環境にも良好な影響を与えます。良質な公園みどりの運営は、利用者が恩恵を受けるだけでなく、地域コミュニティの形成や周辺地域への経済効果などの波及効果が期待できます。

グリーンインフラは、自然の有する多様な機能を活用して、社会資本やまちづくりとしての機能の強化や質の向上、さらには、人々の Well-being の向上等を図る効果があります。このことから、住宅都市として成熟期を迎えた本市が、量的な公園みどり整備の推進から公園みどりの維持管理の質の向上、利用価値の向上とともに、存在価値の向上にも重点をおいた公園みどりの運営を進めるに際し、その効果を活用しながら、公園とその周辺環境にもたらす魅力ある公園づくり、まちづくりに取り組むものです。



3.2 取組方針

基本理念「公園みどりがまちと暮らしを豊かに」の実現に向けて、今後、積極的にグリーンインフラを取り入れていくための取組方針として、以下の5つを定めます。

① 地域特性を活かしたまちづくり

公園みどりを地域資源として長年にわたって価値をもたらすため、その場所が有する地形、植生、自然、生き物など固有の資源を活かし、豊かにするとともに、周辺環境や地域状況に応じた整備や利活用について地域と共有しながら、地域特性を活かしたまちづくりを推進します。



② 安全安心・快適で美しい空間づくり

公園みどりが居心地良く快適に過ごせる空間として、住環境やまちの景観向上、Well-beingの向上、利用機能の向上、安全性の向上、防災機能の向上など、様々な役割や機能を果たすため、地域や利用者にとって安全安心、快適で美しい空間づくりを推進します。



③ 多様なニーズに応える環境づくり

利用者の多様なニーズに応え、柔軟な利活用を推進するため、多世代が利用しやすい機能配置や施設整備、学び環境の創出、地域の利用状況に応じたルールの見直しなど、公園みどりが有する多面的な機能を活かした環境づくりを推進します。



④ 親しみやすく利用しやすいしくみづくり

公園みどりが親しみやすく利用しやすい空間として、様々な人に認知され、憩いの場、活動の場、協働の場を提供するとともに、日常利用やイベント利用など多様な利用機会の創出につなげるため、ハード・ソフト両面から、双方向に情報発信ができるしくみづくりを推進します。



⑤ 持続的な運営や維持管理ができるしくみづくり

公園みどりの価値を維持向上するため、運営や維持管理における担い手の活性化に向け、地域活動の継承や世代交代とともに、多様な主体が参画・連携しやすい手法の構築、専門的な視点や新たな技術の活用など、持続的な運営や維持管理が可能なくみづくりを推進します。



4

まちの暮らしを豊かに するための施策

4 まちの暮らしを豊かにするための施策

4.1 グリーンインフラの施策の体系

公園みどりからまちの暮らしを豊かにするため、5つの取組方針に基づいた施策を推進していきます。

施策の推進にあたっては、取組方針に基づき、今後個別具体に対応していくこととなりますが、公園みどりの担当部局だけでなく、関連部局やその他の行政機関、市民や地域団体、民間事業者のみなさまとの連携・協働が不可欠です。

取組方針	基本施策
①地域特性を活かしたまちづくり	1-1: 地域状況や環境に応じた利活用
	1-2: 地域まちづくりや環境への取組との連動
②安全安心・快適で美しい空間づくり	2-1: 快適で美しい空間の形成
	2-2: 利用空間としての機能向上
	2-3: 安全安心な空間の創出
	2-4: 災害に備えた機能の強化
③多様なニーズに応える環境づくり	3-1: 利用ニーズに応じた施設の再配置
	3-2: 多様な利用機会の創出
	3-3: 公園みどりを活用した学び環境の創出
④親しみやすく利用しやすいしくみづくり	4-1: 公園みどりの利用にかかる情報の見える化
	4-2: 情報周知のための設備の改善や充足
⑤多様な主体と協働・連携した効果的なしくみづくり	5-1: 市民や事業者との連携
	5-2: 公園みどりの運営・維持管理手法の充実
	5-3: 公園みどりの質の向上に向けた技術・ノウハウの獲得

図 4.1 取組方針に基づく施策の体系

施策を実施することで、グリーンインフラの機能が発揮されます。その代表的なものについては、アイコンを用いて表現しています。

表 4.1 施策を実施することにより期待されるグリーンインフラとしての機能

機 能	アイコン	解 説
1. レクリエーション空間提供		人々の生活圏にみどりの空間があることで、レクリエーションに活用されます。
2. 景観形成		整備されたみどりによる落ち着いた景観や、樹林地など、地域の景観が形成されます。
3. 子育て・教育		子どもたちの遊びや学びになる空間や機会を提供します。
4. 健康増進		みどりの空間で散歩をしたり、運動を楽しんだりすることで、健康が増進されます。
5. コミュニティ形成		人々が集う空間があること、地域協働で維持管理に取り組むことなどにより、コミュニティが形成され、強化されます。
6. 経済活性化		人々が集まるイベント等を開催することにより、周辺地域の経済活動が活性化します。また、まちの雰囲気が良くなり、新規投資につながります。
7. 防災性向上		樹木が植栽されていることで、火災が発生した際の延焼を防止します。また、植栽基盤(土壌等)に雨水が浸透し、一時的に貯留されることにより、内水氾濫の危険性が低下します。
8. 生物多様性保全・創出		植栽や水辺空間は、生物の生息・生育の場となります。規模が大きいもの、連続性があるものほど効果が大きくなります。
9. ヒートアイランド現象緩和		植物の蒸発散効果(気化熱による温度低下)により、ヒートアイランド現象が緩和されます。
10. 二酸化炭素吸収		植物の光合成により、二酸化炭素を吸収します。生長過程にある樹木のほうが、効果が大きくなります。

グリーンインフラを俯瞰的に捉えた持続可能なまちづくりへ

グリーンインフラは、一見、自然環境にやさしいインフラと捉えられますが、実は、自然の機能を活用するインフラという捉え方が正確です。例えば、森林は、気候変動の原因である二酸化炭素を吸収し、また雨水を貯留、浸透することで水災害を抑え、安全安心な空間を提供します。また、公園や街路樹は、美しい景色をつくり、夏の暑さを緩和するなど、良好な生活環境を生み出します。つまり、森、田んぼ、公園などの自然環境や動植物は、存在自体も大事ですが、道路や防波堤などと同じように、様々な機能を持ち、防災減災やにぎわい創出など、私たちの生活の基盤となるインフラと考えられます。

一方で、自然の機能を発揮させるためには、森林や農地を放置しておくのではなく、積極的に手を入れていくことが重要です。森林は、適度な間伐により健全な樹木が育ち、防災減災に有効な森林となります。このように、森林の間伐だけでなく、公園の外来種駆除も、水田の畔管理も、グリーンインフラとしての自然の機能を高める取組といえます。

しかし、グリーンインフラの機能をさらに高めるためには、森林や公園、農地など、それぞれの土地ごとの取組だけでなく、複数の土地を一体的に捉えることも重要です。例えば、最近、洪水対策として、雨水を一時的に貯める植生帯である、雨庭(レインガーデン)の整備が各地で始まっています。雨庭の機能を発揮させるには、周辺の水の流れや生き物の動きを捉え、対象の公園や緑地だけでなく、道路や商業施設など、他の土地の課題や特徴とうまく繋げることが重要です。このような一体的な土地利用は、公園の周辺から、街区、さらには、流域全体まで、様々なスケールでも重要で、様々な周辺の土地と連携したグリーンインフラの取組が期待されています。

一方、これまで森林や公園緑地など、自然環境の整備管理は、基本的には土地ごとに取り組まれてきました。しかし、水や動植物の動きも、それから人の動きも、他の土地とも必ず繋がっています。グリーンインフラとして、俯瞰的に空間を捉えて、周辺を含めた土地の課題と特性を理解し、自然の様々な機能を引き出す計画が求められています。さらに、その計画をもとにして、グリーンインフラの整備、管理、利用の様々な段階においては、行政だけでなく、企業や市民、学校など、多様な主体の参加が必要です。

豊中において、グリーンインフラという、新しい概念から、自然環境を俯瞰的に捉えて、様々な方が参加できる仕組みをつくり、持続可能で豊かな地域、まちづくりをもう一步、進めてみませんか。

京都産業大学生命科学部産業生命科学科 西田 貴明 准教授

4.2 取組方針に対する施策

取組方針1 地域特性を活かしたまちづくり

基本施策 1-1 地域状況や環境に応じた利活用

市内には、数多くの公園みどりがあり、その成り立ちや周辺環境、地域の課題やニーズも様々です。そのため、公園みどりのまちづくりは、地域特性を活かし、地域と連携しながら、以下の施策を推進します。



施策①：地域特性を活かした公園の活用方針の策定

公園の規模や立地条件に応じて地域とともに公園の活用方針を作成します。

また、この活用方針をたたき台に、地域でのローカルルールづくりや地域内の公園の機能分担の検討につなげます。



施策②：地域活動の場（拠点）としての公園みどりの活用

市内の公園みどりは、自主管理協定や愛護活動をはじめ、様々な地域活動によって維持管理されてきました。地域の憩いと交流、自然に親しむ空間づくりは地域コミュニティ活性化にもつながっています。こうした取り組みが持続的に続くよう、そして新たに事業所など多くの主体が参画できるような環境づくりを進めます。



施策③：地域のローカルルールづくりと地域が管理するしくみづくり

地域の課題解決やニーズに応じたローカルルールに基づき、地域が管理することで、「迷惑行為」と「苦情」という形で相反する意見・ニーズに理解と折り合いをつけ、地域で公園みどりを守り・育てるしくみを構築します。



基本施策 1-2 地域まちづくりや環境への取組との連動

公園みどりは、多様な機能を活かして、都市における良好な都市景観の形成や地域コミュニティの活動拠点等を担います。地域特性を活かしたまちづくりを進めるにあたり、公園みどりにおいて、地域まちづくりや環境への取組と連動し、以下の施策を推進します。



施策①：周辺施設との一体的な利用空間としての整備・活用

公園みどりの周辺の施設との距離や役割などを考慮し、「ウォーカブルなまちづくり」の中で公園みどりの役割を果たすよう、整備・活用を図ります。



施策②：地域の住民や事業者との協働（清掃、花壇活動など）

これまでの「公園自主管理協定」「公園愛護活動」「花いっぱい運動」など、公園みどりの維持管理を地域活動として取り組み、地域が公園みどりを支え、守るという本市のこれまでの蓄積を基本に、より効果的で持続可能な方策を探ります。



施策③：地域の状況に応じた植栽・緑化

地域の自然環境の成り立ちや地域のニーズに応じた植栽・緑化・生物多様性への対応により、地域に根差した公園みどりとなるよう、整備を進めます。



取組方針 2 安全安心・快適で美しい空間づくり

基本施策 2-1 快適で美しい空間の形成

公園みどりは、まちなかにおける都市空間や滞在空間の代表的な構成要素です。まちづくりにおいて公園みどりが良好で美しい空間として、また利用者が快適に過ごせる空間として形成され、求められる機能が発揮できるよう、以下の施策を推進します。



施策①：施設的美装化や改修などによるブラッシュアップ

まちの景観性を向上させるため、施設的美装化や改修などによるブラッシュアップを行うとともに、良好な都市景観の形成に向けて適切な維持管理を行います。



施策②：景観に配慮した植栽配置、みどりの空間形成の推進

緑化樹等配付制度やとよなか花いっぱい大作戦等を通じて、うるおいのあるみどりの空間を広げていくとともに、計画的に植栽を配置することで、みどりの連続性にも配慮したまちづくりを推進します。



施策③：トイレの美装化・衛生施設の更新

トイレの美装化、手洗い・水飲みなどの衛生施設の更新を行い、衛生面における公園施設の機能強化を図るとともに、継続的にきれいな状態を保てるように適正な維持管理を行います。



コラム

【本市の取組紹介】とよなか花いっぱい大作戦

昭和 40 年代から市と市民、事業者で取り組んできた「花いっぱい運動」の積み重ねを礎(いしずえ)に、さらに花壇やフラワーポットを増やし、参加者を募り、『花いっぱい大作戦』として拡充します。

市内各所で花がいっぱいになる様子を市ホームページや SNS 等で活き活きと紹介し、豊中市一体で花を育て、楽しく華やかで彩(いろど)りのあるまちづくりを進めます。



基本施策 2-2 利用空間としての機能向上

公園みどりは、年齢や性別を問わず、誰もが自由に利用できる空間です。誰もが支障なく利用でき、また利用者に多様な選択が可能となり、楽しく快適に過ごせる利用空間としての機能向上を図るため、以下の施策を推進します。



施策①：公園施設のバリアフリー化の推進や新たな機能の導入

誰もが支障なく公園みどりが利用できるよう、出入口や園路の改修、トイレや水飲み場の更新など、公園施設のバリアフリー化を図るとともに、誰もが一緒に楽しめるようなインクルーシブ遊具^注等の新たな機能を公園みどりに導入します。

(注)インクルーシブ遊具とは、障がいの有無や年齢、性別、国籍などに関係なく、みんなが楽しく遊べる遊具のことです。



施策②：木陰の整備や樹木の適正な維持管理（自然樹形への配慮）

成長後の樹形や根の伸長を考慮した新植や植替えにより、効果的な木陰の整備を行うとともに、既存樹木の適正な維持管理を行い、滞在空間としての快適性の増進を図ります。



コラム

【本市の取組紹介】インフラ・ブラッシュアップ・プロジェクト

公共施設や公園・道路などのインフラが充足した本市では、その長寿命化が課題ですが、更新までの間、強度・機能の劣化だけでなく積年の汚れや消耗などで“姿”の劣化が進みます。一方で、公共施設の壁面、足元周り、看板サイン等を美しく明るくブラッシュアップ(磨き上げ)すれば、快適で憩いの空間となります。

公園内では、遊具、トイレ、柵、フェンス、看板、植栽、花壇、公園に接する道路空間では、舗装や安全柵、看板、植栽・花壇などを、施設の維持修繕工事や周辺地域のまちづくり事業、「とよなか花いっぱい大作戦」、「パークレット」等、他の施策と連動し、機会を捉えて ブラッシュアップを進めます。



基本施策 2-3 安全安心な空間の創出

公園みどりを安全に、安心して利用できる空間とするためには、公園施設の整備及び維持管理を適切に行う必要があります。公園みどりにおける利用者の安全性を高め、安心して利用できる環境を整えるため、以下の施策を推進します。



施策①：公園施設の適切な点検・更新の実施

「豊中市公園施設長寿命化計画」や「都市公園移動等円滑化基準」等の最新の基準に基づき、利用者が安心して利用できるよう公園施設の適切な点検・更新を行い、施設利用時の安全性の強化を図ります。



施策②：管理施設の整備

公園みどりの利用時の安全性を強化するため、照明施設の改修や防犯カメラの整備など施設面での改善を図るとともに、利用状況に応じた適切な維持管理を行うことにより、利用者の安全を確保します。



施策③：水飲み・手洗い用水栓の整備・更新

公園みどりの衛生面での機能強化を図るため、水飲みや水洗い用水栓の整備・更新を行い、施設利用時の手洗い等により清潔に過ごせる環境を整えます。



基本施策 2-4 災害に備えた機能の強化

公園みどりは、地域における重要な防災拠点としての役割や、防災機能としての役割を担っています。安全安心なまちづくりを行うにあたり、公園みどりの災害時における様々な活用や災害に備えた機能を強化するため、以下の施策を推進します。



施策①：災害時に必要な空間や施設の整備

地域の状況に応じて、災害時の様々な活動拠点や避難場所として利用できるオープンスペースの確保に努めるとともに、かまどベンチやマンホールトイレ等を整備し、地域における防災拠点としての機能強化を図ります。



3. 子育て教育



7. 防災性向上

施策②：雨水貯留機能・雨水浸透機能を有する施設の整備

地域における防災機能の強化として、公園みどりに雨水貯留機能や雨水浸透機能を有する施設を整備するとともに、公園みどりの防災機能を維持します。



7. 防災性向上



9. 温熱緩和

施策③：避難訓練や防災等に関する学習機会の創出

防災・減災の観点から、行政と地域による避難訓練の実施や、防災等に関する学習機会の創出など、公園みどりを様々な体験や学習の場として活用します。



3. 子育て教育



5. コミュニティ

取組方針3 多様なニーズに応える環境づくり

基本施策 3-1 利用ニーズに応じた施設の再配置

公園みどりは、公園の規模や立地条件等によって、利用者や利用目的等も様々です。地域住民の利用ニーズを踏まえ、多様なニーズに応えることができる公園みどりの環境づくりを行うため、以下の施策を推進します。



施策①：公園の規模に応じた機能の再分配（公園単位、エリア単位等）の実施

地域において多様化する利用ニーズに対応するため、公園の規模に応じた機能の再分配を行い、誰もが利用しやすい魅力的な公園みどりの環境づくりを推進します。



施策②：樹木や植栽帯、花壇等の整理や再配置

地域住民の利用ニーズに応じたスペースの創出や市民活動の場の提供等、公園みどりの利便性向上のため、樹木や植栽帯、花壇等の整理や再配置を行います。



施策③：遊具や休憩施設等の整備・更新

遊びや健康づくりを目的とした利用ニーズや、快適に過ごす滞在空間としての利用ニーズなどに応えるため、年齢に応じた遊具や健康遊具、ベンチやパーゴラ等の休憩施設の整備や更新を行います。



基本施策 3-2 多様な利用機会の創出

公園みどりは、様々な利用が望まれる空間である一方で、誰もが安全安心に利用できる環境が必要です。公園みどりにおいて、多様な利用が可能な空間や利用機会を創出できるよう、以下の施策を推進します。



施策①：場所単位、曜日・時間単位等による公園利用のルール化

公園みどりの利用について、場所単位や曜日・時間単位等により一定のルール（ボール遊び等）や制限を設けることでシェア化し、誰もが利用できる環境では利用が困難であった多様なニーズに対応できる利用機会を創出します。



施策②：安心して運動等ができる環境づくり

公園みどりで安心してスポーツやボール遊び等の運動ができる場を創出するため、場所の選定や必要な施設整備、利用ルールなどを分かりやすくするため、お知らせや案内看板の更新等、環境づくりを行います。



施策③：多様な利用が可能な空間の整備

公園みどりにおける屋外利用において、滞在して楽しめるスペースとして、飲食や休憩などが可能なカフェレストランや、日陰のあるスペース、雨天時にも利用可能なスペースとして、多様な利用が可能な屋根付き広場等を整備します。



コラム

【本市の取組紹介】公園の新たな魅力の拡大（千里中央公園①）

千里中央公園には、かつて市北部の公園の維持管理の拠点として公園管理事務所と倉庫がありました。この事務所と倉庫の構造部分を活用したリノベーションにより、令和5年3月に、カフェレストラン（SEN℃）、ミニショップ（LAWSON）、コミュニティスペース（LABO）で構成される賑わい拠点施設「1000RE SCENES」が誕生しました。

公園の緑の空間と一体化したカフェレストランは千里地区だけでなく市の魅力スポットとしてリピーターで昼も夜もにぎわっており、ミニショップは、公園だけでなく千里体育館利用者の利便性にも貢献しています。さらにコミュニティスペースが公園利用を新たに広げるなど、新たな施設の誕生により、公園利用の選択肢がいくつも増え、魅力が高まっています。



出典：オペレーションファクトリーホームページ

基本施策 3-3 公園みどりを活用した学び環境の創出

市内には大小様々な公園が配置され、また千里緑地のよ
うなまとまった自然もあり、多くの公園みどりが存在します。地
域住民が、公園みどりを通じて地域の自然や生き物について
興味や関心を持ち、詳しく知ることができる機会を創出するた
め、以下の施策を推進します。



施策①：地域の自然や生き物に触れることができる環境の創出

公園みどりにおける緑地やビオトープ等を活用することによって、地域の自然や生
き物を直接見たり、触れ合えたりすることができる環境を創出します。



施策②：自然環境に関する学習機会の創出

地域の自然環境を活用し、現地への自然環境に関する説明看板等の設置により、
地域の自然環境を楽しく学べたり、現地に行って直接知ることができる機会を創出し
ます。



コラム

【事例紹介】土中環境再生や防災機能強化の取組(大宮交通公園)

大宮交通公園(京都府)は、昭和 44(1969 年)に京都市内
唯一の交通公園として開園し、令和3年(2021 年)4月にリニュ
ーアルオープンしました。再整備に伴い、都市におけるみどリエリ
アの涵養力・環境緩和機能を向上するため、ワークショップを通
じて地域住民と土中環境の再生を行いました。再整備後は、地
域住民から憩い・交流の場として利用されつつ、子ども向けにワ
ークショップも開催することで自然環境を育む場としても利用さ
れています。また、公園内には防災設備として、マンホールトイ
レやかまどベンチなどを整備しており、地域住民向けに使い方を
楽しく学んでもらえるようなイベントを開催しています。

出典：京都市ホームページ、「グリーンインフラ事例集」(令和6年3月、グリーン
インフラ官民連携プラットフォーム)



大宮交通公園の土中環境再生

取組方針4 親しみやすく利用しやすいしくみづくり

基本施策 4-1 公園みどりの利用にかかる情報の見える化

市内にある公園みどりは、特色や魅力が様々であり、それぞれ施設や維持管理の運営状況が異なるため、利用機会に応じたルールや手続きが存在します。公園みどりに関する情報を見える化し、より多くの利用者が公園に親しみ、利用しやすい環境とするため、ソフト面での情報周知にかかる発信ツールの強化に向け、以下の施策を推進します。



施策①：公園利用機会におけるルールや手続き方法の明確化

日常利用や地域利用、イベント利用等様々な公園の利用機会に応じたルールや手続き方法の明確化を行い、利用者が気軽に利用できるようにするとともに、公園みどりの利用促進につながる情報周知のしくみづくりを行います。



施策②：公園みどり関連情報の充実とリアルタイムな情報発信

広報とよなかやホームページをはじめ、SNSなども活用し、公園みどりに関するイベントや制度、公園みどりに関する活動などの情報を広く発信するとともに、リアルタイムな情報発信を行うことで、公園みどりの利用促進を図ります。



施策③：公園みどりについて親しみやすいPRの実施

公園みどりの特色や魅力などの情報や、公園運営や維持管理の状況について、公園情報を発信する専門メディアの活用や、運営事業者と連携したホームページ等の運用により、市民にとって分かりやすく、親しみやすいPRを実施します。



基本施策 4-2 情報周知のための設備の改善や充足

公園みどりには、利用に関するルールを示した啓発看板や公園施設を案内するサイン等を設置していますが、老朽化したものも多くなっています。また、公園内のイベントや活動等を周知するために、誰もが気軽に利用できるような掲示板はほぼ設置されていないことから、ハード面での情報周知にかかる施設の改善や充足に向け、以下の施策を推進します。



施策①：老朽化した公園啓発看板やサインなど既存施設の更新

老朽化した啓発看板やサイン等の既存施設の更新を行うことで、公園みどりの利用に関するルールや施設利用に関する情報が、現地で分かりやすい環境づくりを行います。



施策②：誰もがコンテンツの周知等に活用できる掲示板等の施設整備

公園みどりに誰もが活用できる掲示板等の施設を整備し、公園でのイベント周知や活動周知等のコンテンツを双方向に発信できるようしくみづくりを推進します。



コラム

【事例紹介】ママたちがつくった堺市北区公園ガイドブック

大阪府堺市には、北区に居住する子育て世代の方々と協力して作成した公園ガイドブックが存在します。これは、北区内の公園の魅力を伝え、少しでも親子が外に出かけるきっかけにしてみたい！という思いが詰まったガイドブックです。ガイドブックには、おすすめの公園紹介の他にも、子育て世代の方々からのお悩みに対する声や、テーマ別にピックアップした「おもしろ公園特集」などが掲載されています。

出典：「ママたちがつくった堺市北区公園ガイドブック」（令和4年3月、堺市北区役所）



出典：「ママたちがつくった堺市北区公園ガイドブック」（令和4年3月、堺市北区役所）

ママたちがつくった堺市北区公園ガイドブック

取組方針5 多様な主体と協働・連携した効果的なしくみづくり

基本施策 5-1 市民や事業者との連携

市民や事業者が、公園みどりを「身近なもの」「大切なもの」「自分のもの」として利用するとともに、支え、育て、守ることを通して、市民の共有財産である公園みどりの価値を高め、持続的に維持し、次の世代に伝えていけるよう、以下の施策を推進します。



施策①：市民・事業者が維持管理に参画しやすい、持続できるしくみづくり

これまでの「公園自主管理協定」「公園愛護活動」「花いっぱい運動」「緑化事業基金への寄付」などの積み重ねを基に、今後の参画方法について、より柔軟で持続的に参画しやすいしくみを構築します。



コラム

【事例紹介】地域の公園の使い方(ルール)を地域なりに(福岡市など)

地域の公園は、その地域に密着して住民の生活の一部です。

自治体の公園利用のルールは、全ての公園に対応できるよう原則一律ですが、地域の状況・意向に応じて、地域住民が互いに認めた内容であれば、地域の公園ごとに自由度を高めた柔軟な運用を導入した自治体があります。

ボール遊び、花火、グラウンドゴルフなどの利用方法や花壇、ベンチ、四阿、遊具などの施設への要請、利用者は乳幼児から小学校低学年、高学年、中高生、大人、高齢者など、様々です。

大きな公園では様々な設備や機能を盛り込めますが、地域の公園では全ての機能を満たすことは困難です。限られたスペースと予算を有効に使うために、地域の状況・意向に応じて機能を選択したり、利用時間を区切ってシェアしたりする知恵を集め、地域にとって使いやすい、快適で居心地のよい公園となるよう、地域でルールを定めて地域で運用管理しています。

また、公園内に地域集会所を設置して公園を地域の憩いの場、居場所として、まさに生活の一部としている場合もあります。



公園利用の地域のルール看板
(福岡市)



出典：みんなの公園愛護会ホームページ
(<https://park-friends.org/e/t051/>)

公園内の地域集会所
(福岡市田隈中公園)

基本施策 5-2 公園みどりの運営・維持管理手法の充実

公園みどりの運営・維持管理について、市だけでなく、広く市民や事業者、研究機関などの持つノウハウや知恵、技術を活用し、より効果的な方法を生み出すため、以下の施策を推進します。



施策①：公民連携や官学連携の拡充

事業者や大学等研究機関との連携の拡充を進め、公園みどりの運営への多様な参画手法を構築します。



施策②：提案公募方式の拡充

公園みどりの運営・維持管理を民間事業者に発注する際、事業者のノウハウや創意工夫の提案公募方式の充実を図ります。



例) 出来高による仕様書から要求水準書を上回る提案公募方式の充実と対象業務・対象とする公園みどりの拡大。

施策③：デジタル技術の活用

公園のDX化などデジタル技術を活用した効果的な維持管理を進めます。

例) 園内の施設や整備の状態をリアルタイムで把握できるデジタル技術 等



コラム

【本市の取組紹介】公園の新たな魅力の拡大(千里中央公園②)

千里中央公園では、公民連携事業を実施する事業者の職員がパークコミュニケーターとしてコミュニティスペース LABO (34 ページコラム参照)に常駐し、民間企業ならではのネットワークと自由な発想でイベントや事業を展開する他、市民が「公園でこんなことをやってみたい！」を実現するにあたっての相談やサポートを実施しています。

これまで公園になじみのなかった人が新たに公園に集い、新たな魅力が次々と生まれています。



基本施策 5-3 公園みどりの質の向上に向けた技術・ノウハウの獲得

公園みどりという資源の持つ価値や特性をより多く引き出し、まちづくりの中で活かすとともに、持続的な維持管理の水準向上のため、個々のテーマについての専門的な知識や先行事例の情報収集に取り組むため、以下の施策を推進します。



施策①：専門機関や学識経験者との連携

持続的な公園みどりの運営や維持管理が可能なしくみづくりに向けて、造園や環境をはじめとした、都市計画等に対して専門的な知見を持った学識経験者と連携し、公園みどりの整備を進めます。



施策②：新たな技術や先行事例の情報収集と活用

国や研究機関による新たな技術、全国の先行事例についての積極的な情報収集を行い、本市での適用・活用について、実践的な検討を行います。

例) 樹木データのデジタル管理技術の導入、「ボールパーク」「コミュニティパーク」



施策③：公園みどりの「価値」についての積極的な評価のしくみづくり

環境の価値を「減少によるマイナス・リスク」という従来の観点から転換するため、今後の公園みどりの評価指標の方向性として、「みどりの量(緑被率・みどり率)」に加え、「みどりの質」の向上を示し、その具体的内容について検討します。



コラム

樹木による環境サービス評価ツール(i-Tree)

『i-Tree』とは、アメリカの農務省によって開発された、樹木を測定することで様々な環境サービスを簡単に評価することができるシステムです。査読付き論文に発表済みの最新モデルに基づいたソフトウェアパッケージであり、街区から都市・地域と様々な樹木の分析とその貨幣価値の定量的評価が可能なツールとなっています。

出典:i-Tree ホームページ



i-Tree

Tools for Assessing and Managing
Forests & Community Trees

出典:i-Tree ホームページ

4.3 施策展開に関する考え方

前節に整理した基本施策を豊中市の公園みどりで展開していく際には、個々の公園みどりの特性、とりわけ公園みどりの規模・種別によって展開の仕方が異なります。そのため、豊中市の公園みどりを規模や種類に応じて以下のように4つに分類します。緑地は、その植生や敷地形状から他の公園みどりととは条件が異なるため、別の分類として整理します。

【本市における公園みどりの規模・種類に応じた分類】

- ◆ 分類1 : 大規模公園(総合公園、地区公園等)
- ◆ 分類2 : 中規模公園(近隣公園、1,000m²以上の街区公園・児童遊園等)
- ◆ 分類3 : 小規模公園(1,000m²未満の街区公園・児童遊園)
- ◆ 分類4 : 緑地

規模の大きな公園みどりにおいては、子どもの遊び場やスポーツエリア、散策路、広場といった様々な機能を単一の公園みどりで発揮できるため、1つの公園みどりに対して、多様な施策の展開が可能です。

一方、規模の小さな公園みどりで、空間的な制約から1つの公園みどりで発揮できる機能は限定されます。そこで、公園みどりの周辺一定範囲を「エリア」として設定し、その中の他の中小規模の公園みどりと機能を分担することで、公園みどり群として多様な機能を担保していくよう施策を展開していきます。各公園みどりの機能分担については、周辺の土地利用(住宅地、オフィス街など)や想定される利用者の属性(高齢者、オフィスワーカー、子どもなど)を踏まえて検討します。ただし、周辺の土地利用や利用者層は時代の経過とともに変化するため、エリア内の公園みどりの機能配置については定期的に見直しを図ります。

4章で整理した基本施策は、その多くがどの公園みどりで展開していく可能性がありますが、次頁からはそれぞれの分類に応じて、特に重点的となる施策の展開例を整理します。

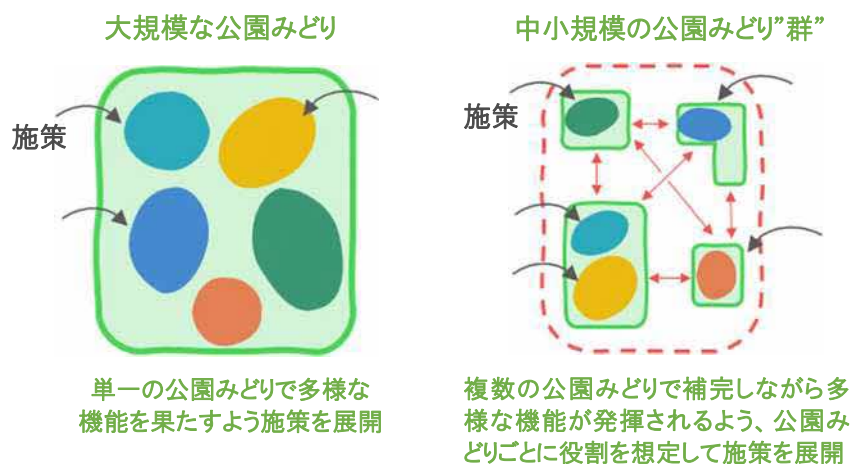


図 4.2 公園みどりの規模に応じた施策展開の考え方

公園をどう使いこなすか

かつては、地域の子どもは、近所の公園だけでなく、路地裏や空き地、学校の放課後や休日のグラウンドなどで自由に遊び、走り回っていましたが、今ではほぼ公園だけが許される空間になっています。

今の公園は、子どもの遊びが集中するだけでなく、高齢者のグラウンドゴルフや健康体操、地域の祭りや市民活動の発表・交流イベントなどの利用ニーズが拡大しています。また、季節の樹木や草花に親しむ、散歩や休憩など日常生活での憩いの場でもあります。

一方で、周辺住民は、騒音や落ち葉への思いも抱いているでしょう。公園は誰もが自由に使える空間であるはずですが、人によって公園に求めるものは様々で、時には対立する場合もあります。

公園の桜や紅葉を毎年楽しみにしている人がいる一方で、落ち葉が酷いので落葉前に剪定しておいて欲しいとの人もいます。トイレは公園に隣接する住民にとっては迷惑施設であったりします。

路地裏や空き地、学校のグラウンドで自由に遊べないなら、公園という最後に残された貴重な空間を、地域と利用者で折り合いをつけて共存するしかありません。

どのように折り合いをつけるかは、地域によって異なることでしょうから、地域で話し合い、ルールと運営方法を見出すことが、公園を使いこなす方法の一つだと思います。

大阪公立大学農学部緑地環境科学科 加我 宏之 教授

公園は最後の砦

私たちの身の回りには、世界中からやってきた草花や虫たちがいっしょに暮らしています。「身近な自然」は、時と共に変化してきました。ダンゴムシやモンシロチョウ、クローバー、セイタカアワダチソウ、稲、大根、茄子、キュウリ・・・これら外来の生物も受け入れ、共存してきました。私たちが生活するためには住居や農地、鉄道や道路、会社や学校などが必要です。新しい何かを造るために土地が改変されれば、リセットされた新しい環境に適應する生物が定住していきます。「身近な自然」は、私たちの生活を映す鏡のようなものであり、歴史の帰結です。

私が虫採り少年だったころ、見ず知らずの大人にエライ怒られたことがありました。「昆虫採集はケシカラン。生き物は観察するものであって、捕るものではない」という具合に。別に法的に規制されている場所ではないですよ。子ども心にすぐ落ち込み、悩みました。自然保護に対する意識が高いこと、そのこと自体はすごく良いことですが、行き過ぎるとね…。身近な生き物にぜんぜん興味ないのに、外来種や絶滅危惧種に詳しい大人とか、不思議。

とくに子どもにとっては、上からの知識じゃなくて、草むらにいるカマキリとかバツタとか、身近な生き物を自分で発見するリアルな喜びや経験がとても大切だと思います。昆虫は小さな知的好奇心の結晶ですし、都市の公園やみどりは子どもたちが自由に遊べる最後の砦です。分断ではなく、優しい空間であってほしいと願っています。

兵庫県立人と自然の博物館 八木 剛 事業推進部長

分類 1 大規模公園における施策展開の考え方

大規模公園の特徴

立地環境等	住宅地、オフィス、商業施設等に隣接する地区
主な利用者	市内外から訪れる人々、目的を持って訪れる人々
主な公園設備	大型遊具、グラウンド、イベント広場、飲食・サービス施設、トイレ、駐車場
主な利用方法	イベントへの来訪、飲食・サービス施設の利用、運動、休憩、花壇や植栽を楽しむ
対象公園の例	千里中央公園、豊島公園、ふれあい緑地、千里東町公園など

イメージ



大規模公園での施策展開の考え方とそのイメージ

大規模公園は近隣だけでなく遠方からも多様な方が訪れ、日常・非日常、様々な利用がされます。またまとまった自然環境としての機能も有しています。そのような大規模公園においては、多様な利用、多様な市民参画を促す施策を展開していきます。重点的に取り組む基本施策としては以下が挙げられます。

基本施策 2-2: 利用空間としての機能向上

- ◆ 大規模公園ではその空間の広さを活かし、日常的なレクリエーションだけでなくイベントなど多様な利用が可能な広場空間の整備が考えられます。加えて、屋根付きの広場とすることで日射や雨など天候の影響を緩和することが可能です。
- ◆ 公園施設のバリアフリー化やインクルーシブ遊具の導入といった新たな機能を付与することで、公園利用者の利便性・満足度を向上させることが考えられます。



基本施策 5-2: 公園みどりの運営・維持管理手法の充実

- ◆ 一定の利用者数が見込まれる大規模公園では、公民連携での公園運営を推進し、民間のノウハウを活用することで利用者の満足度を向上させることが期待できます。
- ◆ また、大規模公園という広い範囲から来訪が見込まれ、地域のシンボルとなる公園においては、寄付等の公園みどりの街づくりへの参画手法が考えられます。



中規模公園の特徴

立地環境等	住宅地、オフィス、商業施設等に隣接する地区
主な利用者	自転車移動圏内の地域住民や働く人々、近隣小学校の生徒・保護者
主な公園設備	広場、グラウンド、遊具、ベンチ、四阿、トイレ、駐輪スペース
主な利用方法	放課後の小学生のあそび場、スポーツクラブ、地域行事（地区運動会、お祭りなど）
対象公園の例	野田中央公園、野畑南公園、つつじ公園、菰江公園など

イメージ



中規模公園での施策展開の考え方とそのイメージ

中規模公園は周辺住民の日常利用が中心であり、都市の中で運動、遊びなどまとまったスペースが必要となる空間として貴重な場所となっています。そのため周辺住民の暮らしをより豊かにすることを目指して、子育て、健康、地域コミュニティ等日常生活の場所として周辺住民がさらに使いやすい場所となるよう施策を展開していきます。重点的に取り組む基本施策としては以下が挙げられます。

基本施策 2-1: 快適で美しい空間の形成

- ◆ 中規模公園遊具やトイレなどの施設があり一部は老朽化や経年劣化が進んでいます。施設的美装化や改修によるブラッシュアップを図ることで、既存の機能を維持・向上することができます。
- ◆ 景観に配慮した植栽配置や緑化、花いっぱい運動の推進により、快適で美しい空間の形成が期待できます。



基本施策 3-2: 多様な利用機会の創出

- ◆ 中規模公園にはスポーツをはじめとして様々な活用できる広場やグラウンドを有している公園みどりがありますが、未就学児とその保護者の利用と小学生のボール遊びのように、同じ場所・時間での共存が難しい場合があります。場所や時間帯などで住み分けるルールを作ることで、安全に様々な利用ニーズを極力両立できる状況を作ることが期待できます。
- ◆ ルール作りに加えて、安心して運動等ができる環境づくりに向けた施設や看板の整備・更新が考えられます。



小規模公園の特徴

立地環境等	住宅地、オフィス、小売店舗等が点在する地区
主な利用者	徒歩圏内に住む地域住民、徒歩圏内のオフィスで働く人々など
主な公園設備	植栽、小広場、ベンチ、幼児向け遊具、健康遊具等
主な利用方法	木陰での休憩、昼食、花壇や植栽を楽しむ、近隣の人との交流などの日常的な活動
対象公園の例	北町3丁目第2公園、三田池公園、上新田1丁目第5公園など

イメージ



小規模公園での施策展開の考え方とそのイメージ

小規模公園は散歩での立ち寄りや幼児の遊び場等、暮らしの中で最も近い場所にあるみどりのオープンスペースです。その一方で一部の公園では利用ニーズと公園の機能に不整合が生じ、現代のニーズに合わせて転換が必要な公園もあります。そのため、これからは地域の暮らしのニーズに合った生活に最も身近な公園にしていけるよう施策を展開していきます。重点的に取り組む基本施策としては以下が挙げられます。

基本施策 1-2: 地域まちづくりや環境への取組との連動

- ◆ 最も身近な公園みどりである小規模公園では、地域団体・住民との協働のもと、日常的な清掃、花壇整備等の取り組みを行うことで公園みどりへの関心や愛着の形成が期待できます。



基本施策 4-2: 情報周知のための設備の改善や充実

- ◆ 最も身近な公園みどりである小規模公園では、イベント周知や活動周知等に誰もが活用できる掲示板等の施設整備を進めることで、地域活動の活性化や参加機会の増加が期待できます。
- ◆ 公園啓発看板やサインなど既存施設のなかには老朽化の進行したものが存在し、視認性など施設の機能の低下や美観が損なわれることが懸念されます。定期的な更新により機能の保持や良好な景観の形成が期待できます。

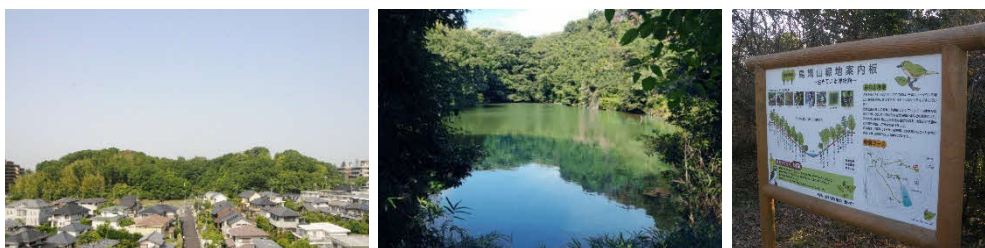


分類 4 緑地における施策展開の考え方

緑地の特徴

立地環境等	まとまったみどりが形成されている地区
主な利用者	自転車移動圏内の地域住民や働く人々、
主な公園設備	植栽、樹林、園路、ベンチ
主な利用方法	植物や生物の観察・学習、みどりの保全などのボランティア活動、散策、木陰での休憩
対象公園の例	千里緑地、島熊山緑地など

イメージ

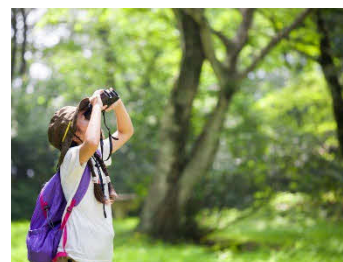


緑地での施策展開の考え方とそのイメージ

緑地は都市の中のまとまったみどりとして、都市環境、生物多様性の保全・創出等、市民の利用以外にも多様な機能を有しています。古くからの地域の資源を生かしながら、利用面、環境面ともに向上していくための施策を展開していきます。取り組む基本施策としては以下が挙げられます。

基本施策 3-3: 公園みどりを活用した学び環境の創出

- ◆ 緑地では、植物や多くの野鳥、昆虫が生息する自然豊かな環境が形成されています。そうした生き物や植物を直接見たり触れ合ったりすることができる空間のハード整備と、環境学習の機会のソフト施策を行うことで、自然環境に対する知識の涵養や保全意識の醸成が期待できます。



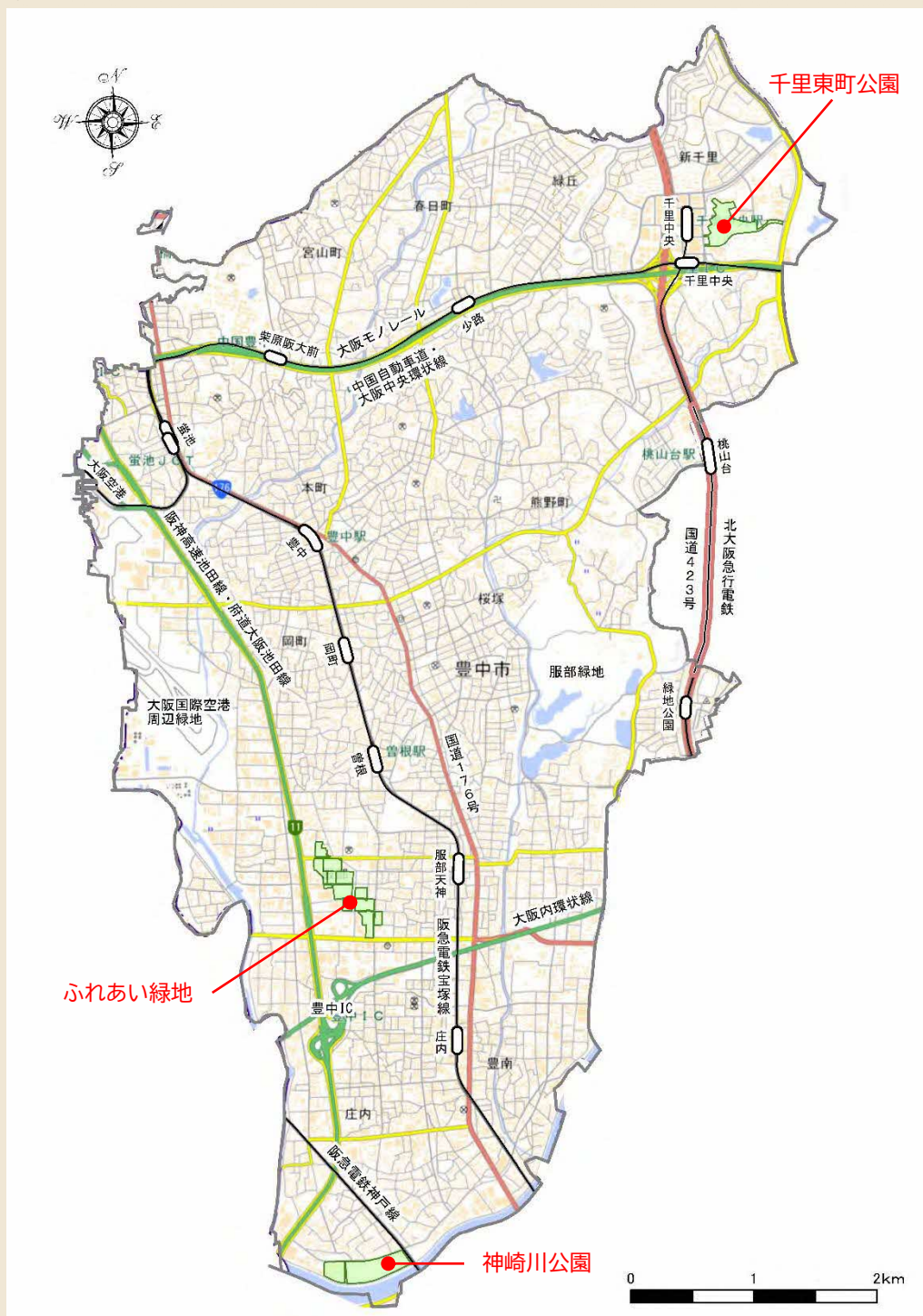
基本施策 5-3: 公園みどりの質の向上に向けた技術・ノウハウの獲得

- ◆ 緑地の豊かな環境を保全しつつ、学びの場として活用していくにあたっては、対象となる環境や生息種を人の干渉から保護すべきか、あるいは人が触れられる状況とすることで生態系への理解の醸成を図るべきか、といった専門的な知識に基づく判断が必要です。外部の有識者に助言や指導を仰ぐことで、自然と触れ合う機会の創出と環境の保全との両立を目指します。



グリーンインフラとしての機能の導入イメージ

本市内の様々な公園で今後グリーンインフラとしての機能を導入していくうえでのイメージとして、様々な要素が含まれる比較的規模の大きい公園を対象に、ケーススタディを行いました。ケーススタディの対象公園としては、地域ごとの特色等を踏まえ、市内の北側に位置する「千里東町公園」、中央部に位置する「ふれあい緑地」、南側に位置する「神崎川公園」を選定しました。



グリーンインフラの導入のケーススタディを行う3公園の位置

グリーンインフラとしての機能の導入イメージ ～千里東町公園をモデルとして～

千里東町公園は千里ニュータウン建設時に開設された公園です。特長として公園の3分の1を覆う竹林や、ハナショウブ園があり、豊中市みどりの基本計画において花と緑の名所づくりが目指されています。

千里中央地区都市部における貴重なみどりの空間である同公園では、周辺の再開発と併せてエリアの魅力向上に資するよう、レクリエーション空間提供機能や健康増進機能などを強化するグリーンインフラの導入ケースが考えられます。具体的な取り組みの一例として、園路と滞在空間(ウッドデッキ・ベンチ)、夜間照明の整備などにより散策・休息時の回遊性や快適性・安全性を高める施策が考えられます。



千里東町公園 グリーンインフラとしての機能配置



長谷池に面する広場のイメージ



ウッドデッキのイメージ



竹林の夜間照明のイメージ

グリーンインフラとしての機能の導入イメージ ～ふれあい緑地をモデルとして～

ふれあい緑地は地域まちづくりへの貢献が求められる利用緑地として位置づけられ、近隣住民に対して緑の景観づくりと自然とのふれあいの場を提供しており、大型遊具やスポーツ施設、ドッグランなどの施設が点在しています。グリーンインフラの機能の導入のイメージとして、ハード整備として既存の景観水路を活かした水辺空間や大屋根広場の整備によって日常的な憩い・レクリエーション空間の創出や、ソフトの取組として育苗などのみどりを介したコミュニティ活動の展開が考えられます。



ふれあい緑地 グリーンインフラとしての機能配置

グリーンインフラとしての機能の導入イメージ ～神崎川公園をモデルとして～

神崎川公園は、市南部地域のみどりの拠点と位置付けられ、安全で特色のある公園づくりが目指されています。豊中市立グリーンスポーツセンターは、楽しく体を動かせるスペースを中心に、グラウンドの観覧スペース、室内の休憩スペース、図書スペースなどがあります。又、地域の指定避難所に指定され、洪水や高潮災害時には指定緊急避難場所にもなっています。

未整備となっている公園計画区域は、神崎川駅周辺整備計画において防災公園として位置づけられています。公園整備に際しては、グリーンインフラの機能導入として防火樹林帯となるまとまったみどりを形成することで、防災性向上・ヒートアイランド現象の緩和といった平常時と災害時の2つのフェーズにおいて有効となる、みどり空間の持つ多機能性を最大限に引き出す整備が考えられます。また神崎川沿いに位置することから、水辺を生かした公園整備を進めることが考えられます。



1. レク空間



2. 景観形成



6. 経済活性化



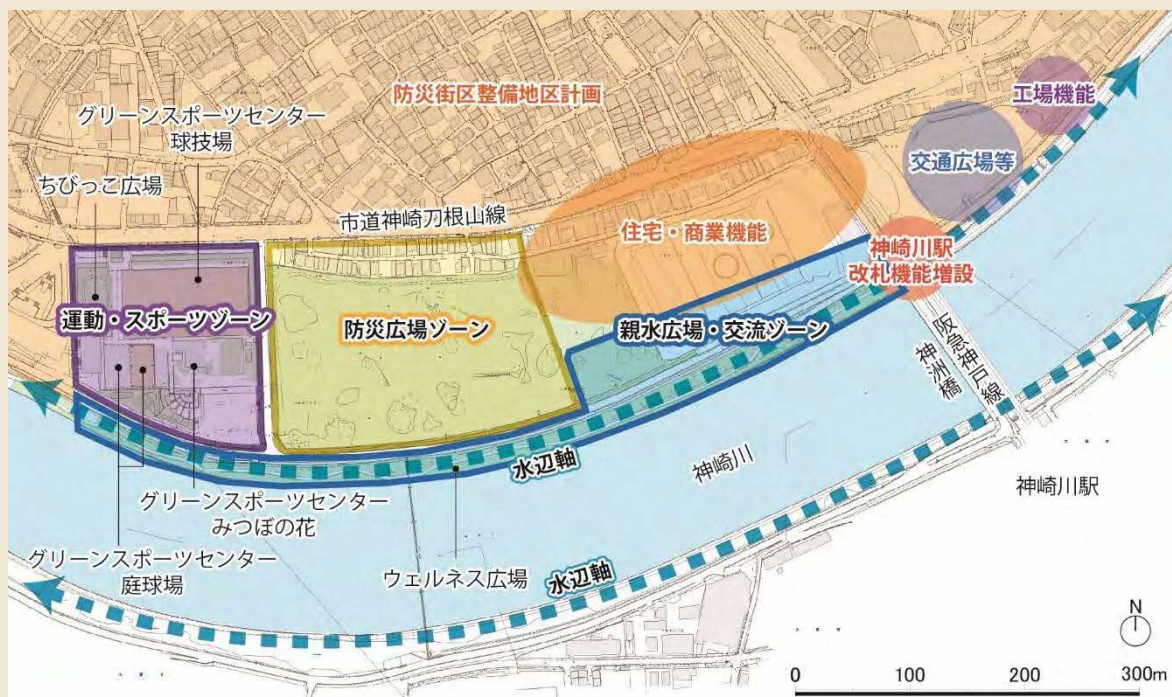
7. 防災性向上



9. 温熱緩和



10. CO₂吸収



神崎川公園 グリーンインフラとしての機能配置



防火樹林帯となる並木



まとまったみどりによる
ヒートアイランド現象の緩和や
二酸化炭素の吸収



神崎川の水辺を活かした
親水広場のイメージ

5

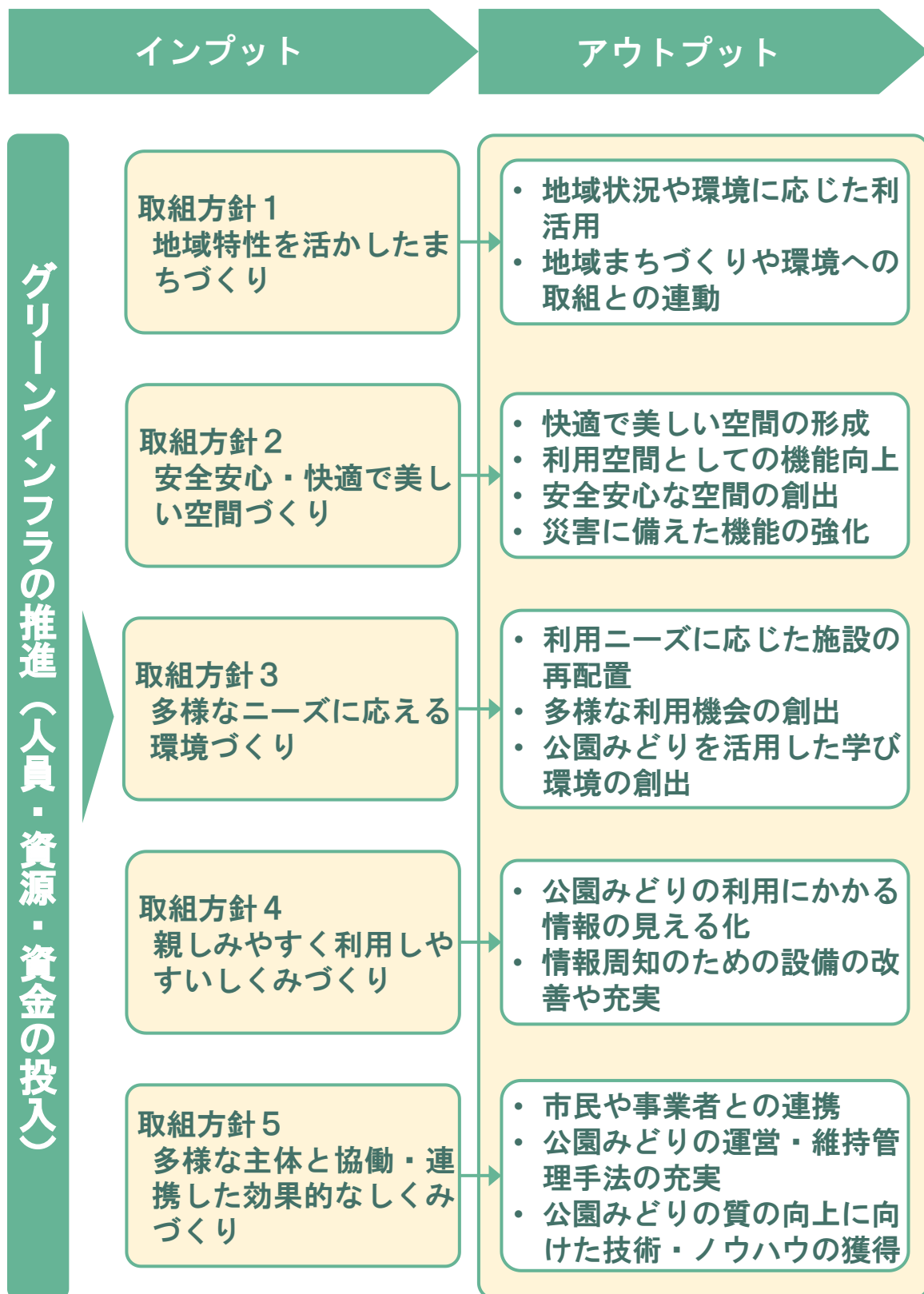
評価の考え方

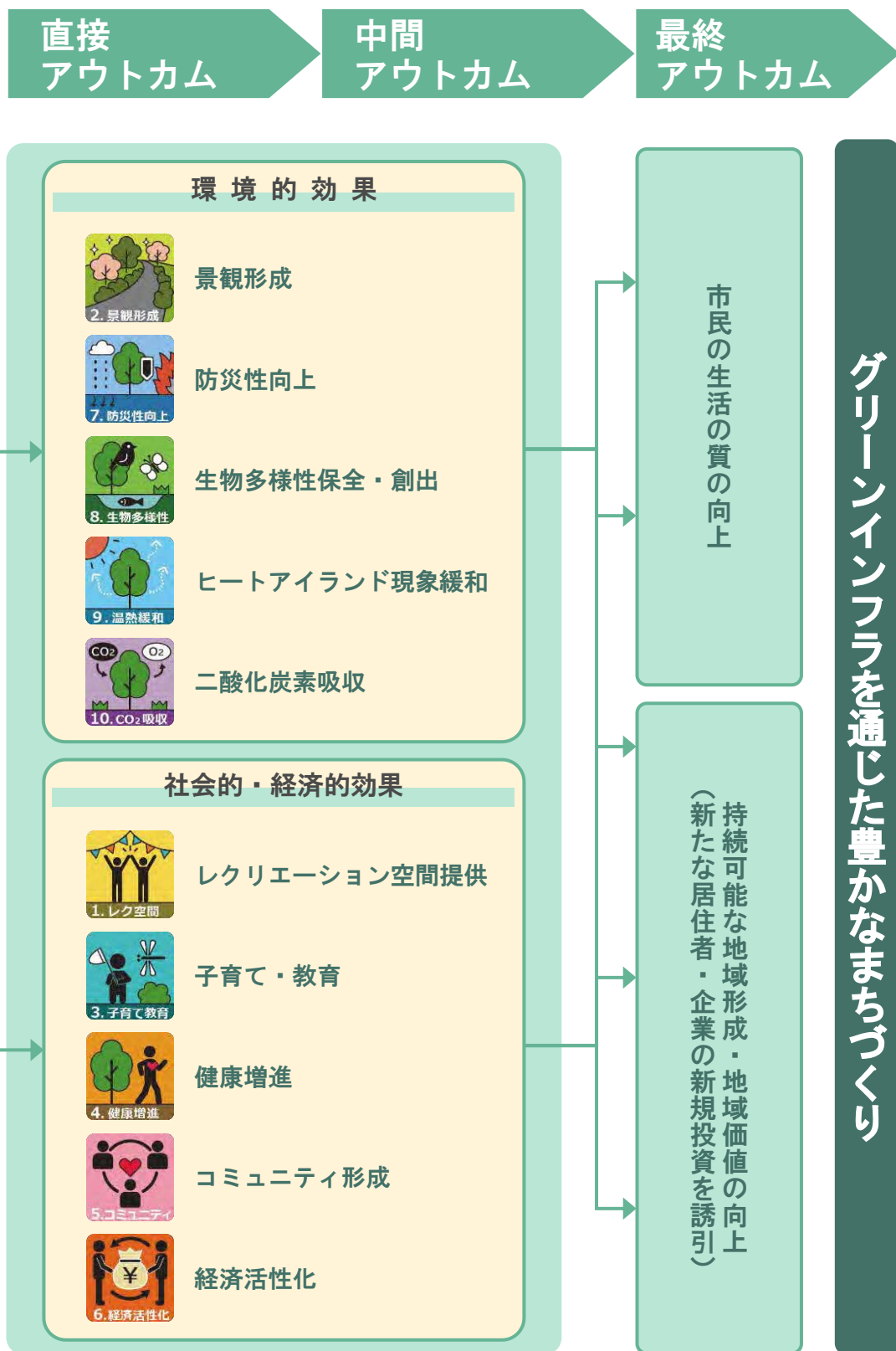
5 評価の考え方

グリーンインフラの取組を進めることで、発現する効果がどのような価値に結びつくか、波及効果の経路を明らかにし、グリーンインフラに取り組むことのメリットを確認するため、ロジックモデルを作成しました。

ハード面の設備やソフト面の施策によりグリーンインフラ整備の取組を推進(インプット)すると、市民のみなさまの生活の様々な場面で活用しやすい身近な公園みどりが拡充することになり(アウトプット)、地域の価値・生活の質が向上します(直接アウトカム・中間アウトカム)。さらに、地域のみなさまが公園みどりに愛着を持って関わり続け、時代の流れとともによりよい公園みどりへとそれぞれの地域で独自に使い分けていくことで豊かなまちづくりにつながっていくものと考えております(最終アウトカム)。

今後、みどりの基本計画の推進状況と併せて、ロジックモデルで示したアウトプット(結果)やアウトカム(効果)が現れているかを、定期的に確認しながら、取組を推進していく必要があります。





用語の解説

用語の解説

あ 行

愛護活動(制度) (p.27)

地域の財産である公園・緑地などにおいて、地域住民と豊中市が協働とパートナーシップにより連携を図り、地域住民が主体となって、美化清掃などによる公園・緑地などの良好な環境の保全と地域コミュニティの再生、愛護精神の向上を図る制度。

Well-being (p.1)

身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

ウォークアブル (p.11)

「歩く」を意味する「walk」と「able」を組み合わせた造語で、「歩きやすい」「歩きたくなる」といった意味で使われる言葉。

NbS (Nature-based Solutions) (p.9)

自然が有する機能を持続的に利用し、多様な社会的課題の解決につなげる考え方。

IUCN(国際自然保護連合)では、NbS を「社会課題に効果的かつ順応的に対処し、人間の幸福及び生物多様性による恩恵を同時にもたらす、自然の、そして、人為的に改変された生態系の保護、持続可能な管理、再生のための行動」と定義している。

か 行

カーボンニュートラル (p.1)

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの

「排出量」と、植林、森林管理などによる「吸収量」を均衡させること。

かまどベンチ (p.32)

平常時はベンチとして使用し、災害時には座板を外すことにより、炊き出し用かまどとして利用可能なベンチのこと。

グリーンインフラ推進戦略 2023 (p.10)

新たにグリーンインフラの目指す姿や取組に当たっての視点を示すとともに、官と民が両輪となって、あらゆる分野・場面でグリーンインフラを普及・ビルトインすることを目指し、国土交通省の取組を総合的・体系的に位置づけた戦略。

さ 行

サードプレイス (p.19)

プライベート空間である自宅(ファーストプレイス)、パブリックな空間である職場(セカンドプレイス)に次ぐ、義務感なく集い、非公式に創造的な交流が行われるような第3の場所。

自主管理協定(制度) (p.27)

地域住民が公園・緑地や緑道などの維持管理に参加し、良好な環境の保全とコミュニティの形成を図ることを目的として、地域住民と豊中市がその役割を明確にした協定を結ぶ制度。

樹木の貨幣価値 (p.17)

樹木が有する雨水流出の防止、二酸化炭素吸収など、様々な公益的機能に関連する経済的価値を推定すること。

ステークホルダー (p.11)

組織やプロジェクトにおいて、その組織等が行う

この意思決定に関与しているか、または活動に直接・間接的に利害(ステーク)を受けるすべての個人・グループのことを指す。

た 行

DX (p.39)

Digital Transformation(デジタルトランスフォーメーション)の略。公園DXは、デジタル技術やデータを利活用し公園管理者が業務効率化を図り、利用者サービスの向上を図ることで、公園のポテンシャルを一層発揮させる取組のこと。

特別緑地保全地区 (p.5)

「都市緑地法」に基づき、都市における良好な自然的環境を形成する緑地を保全するため、その範囲を都市計画で定め、建築行為など一定の行為の制限などを行うことにより現状凍結的に保全できる制度。

都市アセット (p.11)

地域の資源として存在する資産。都市生活の質や利便性向上に資するよう、単に既存ストックの効用の維持だけでなく能動的に「利用」し、その価値をさらに引き出したり、リノベーションにより利用価値を高めたりすることが求められている。

都市計画公園・都市計画緑地 (p.5)

「都市計画法」に基づき、都市の発展を計画的に誘導するために定める土地利用や都市施設、市街地開発事業などの都市計画のうち、都市施設として定める公園・緑地のこと。同区域内では、建築行為などに制限が生じる。

都市公園 (p.5)

国や地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園・緑地のうち、「都市公園法」に基づき管理されているもの。

都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会 (p.11)

国土交通省が、民との連携による、より柔軟に都市公園を使いこなすための質の高い管理運営のあり方等について議論、検討を行うため開催した検討会。

は 行

花いっぱい運動 (p.27)

豊中市内の公園や道路、家の周りなどで花を育て、うるおいのあるまちなみを広げる市の運動。市は、市民、事業者または民間団体が行う花いっぱい運動に関する活動に対して、必要な助言、指導などの支援を行っている。

パーゴラ (p.17)

ベンチ、屋外卓等の休養施設とともに設置されることのある修景施設で、都市公園法施行令第5条第1項に掲げる「日陰たな」のこと。

ま 行

マンホールトイレ (p.32)

下水道管路にあるマンホール上に設置し、災害時に専用テントや便器を設置することで簡易トイレとして使用できる設備。

や 行

優良緑地確保計画認定制度(通称:TSUNAG) (p.10)

「都市緑地法」に基づき、民間事業者等による良質な緑地確保の取組を、国土交通大臣が気候変動対策・生物多様性の確保・Well-Beingの向上等の「質」と緑地の「量」の観点から評価・認定する制度。

緑化事業基金 (p.38)

豊中市のみどりの保全及び緑化の推進のために積み立てている基金。都市のみどりを守り、つくるための様々な事業や啓発に活用している。

レジリエンス (p.10)

比較的最近になり、防災分野や環境分野で想定外の事態に対し社会や組織が機能を速やかに回復する強靭さを意味する用語として使われるようになった概念。

グリーンインフラによるまちづくり基本方針(素案)

～公園みどりの新たな展開に向けて～

令和7年(2025 年)〇月

豊中市 環境部 公園みどり推進課
〒560-0022 大阪府豊中市北桜塚1-3-1
電話:06-6843-4121

